

令和2年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和2年9月15日 午前10時17分開議

1. 出席議員（12名）

1番	桜井和子君	7番	三村孝信君
2番	加藤木直君	8番	河原井大介君
3番	猿田正純君	9番	関誠一郎君
4番	藤咲芙美子君	10番	阿久津則男君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員（2名）

11番	小林祥宏君	12番	杉山清君
-----	-------	-----	------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	舩橋行子
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計課長（会計管理者）	高瀬浩文
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	片岡宗徳
教育委員会事務局長	園部繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和2年9月15日（火曜日）

午前10時17分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時17分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。

欠席議員、11番小林祥宏君、12番杉山 清君。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

代表監査委員が欠席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナ対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

傍聴人5名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきまして、お手元に配付しました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（関 誠一郎君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。
4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） おはようございます。

通告に従いまして、4番藤咲芙美子、3点質問をいたします。

まず初めに、お悔やみ専門窓口、専用窓口をということで、亡くなった後の必要な手続を1か所の窓口で済ませられるような状況をしてほしいという、それを求める質問でございます。

お悔やみの手続は、残された家族が役場に行くこととなります。家族は、死亡届の後、手続の全般が分からず、どんな手続があるかも分かりません。各課を五、六か所回り、その都度身内の死を説明する精神的負担、苦痛、苦労が、疲労が生じてしまいます。このような負担を解消するため、お悔やみ窓口として一本化の開設を求めます。

ある当事者の方から、夫の死亡後、手続に役場に行ったんですけども、1回で済まない、何回も役場に行かなければならない。私は、高齢で車に乗れない。この年では耳も聞こえない。職員の言うことがスムーズに受け取れないし、何よりつらいのは手続に行くその課ごとに窓口で説明をしなければならぬ、これがつらいんだ。1か所で済ませられるといいんだけどねという、表情を曇らせ喪失感をにじませて訴えていました。

家族が亡くなって深い喪失感に包まれているご家族の方が、役場に行ってさらに繰り返しの説明につらい精神的な苦痛を感じているのです。負担を少しでも軽くできるような優しい合理的な手続で済ませられる窓口がほしいと思うのは、多くの方が感じているのでは

ないでしょうか。専用窓口の設置を求めたいと思います。

この窓口を開設することにより、健康保険課、年金各所、税金の手續などで五、六か所回りながら手續をする精神的苦痛を軽減できるようになります。1か所で手續ができることに、漏れることなく安心して手續が済ませられます。

一つの提案ですが、お悔やみ専用窓口に住民から死亡届を受理した後、遺族にとって必要な手續を1週間目安に各課で集約をします。その後、遺族に案内を送付します。遺族は、予約を取って専門窓口を訪れます。各課の担当職員が次々と対応して手續が済む仕組みでございます。予約の方法について、担当課に考えていただけるものと思います。町民の気持ちに寄り添ったまちづくりの第一歩は、そういった窓口をつくることだと私は思っております。ぜひ検討をしていただきたいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

お悔やみ専用窓口の設置をとということでご質問いただきました。現在、城里町におきましては、死亡届があった際に、このような手續が必要ですよという手續の、必要な手續を記載した一覧をお渡しをして対応しているところがございますが、県内でも幾つかの市町村で議員ご指摘のような対応をしている市町村も出てきているというふうに伺っておりますので、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） ありがとうございます。

今後の課題として検討していただけると答弁いただきました。

この窓口開設して、まとめて手續ができるということは、健康保険、年金各種手續、もう本当に1か所でできる職員が少ないということもあるかもしれませんが、職員が少ないからこそ手順が集約化されて住民に喜ばれるのではないのでしょうか。

今、手續、他県でも出ていると言いましたけれども、この記事については、取手市の設置した新聞記事のニュースを読みました。そこから得たものなんですけれども、その後、小美玉市も専用窓口を設置したとお聞きいたしました。そうしたら、つい最近なんですけれども、日立市でも10月1日から開設をするという新聞の記事もありました。当町でも、ぜひ窓口の一本化で、住民がそんなに歩かなくても精神的な負担を軽減するためにも、ぜひ設置をしていただきたいと思います。

前向きに検討していただけるのでよろしいのでしょうか。もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 答弁の繰り返しになりますが、このお悔やみについて手続を一本化するような対応につきましては、県内の幾つかの市町村で始まっているということについては承知をしているところでございます。

本町におきましても、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

そういうことであれば、ぜひ近いうちに前向きに、今度は城里町でも窓口が一本化になったと新聞の中でニュースが飛び交うような、そういう町にしていいただければ私もいいかなと思っております。ぜひ近いうちに検討していただきたいと思います。

それでは、2つ目のホーリーホックからの800万円の扱いについてお伺いいたします。

町民センターのグラウンドの維持管理について、町は奥野谷浜産業と2,500万円で契約が取り交わされています。所有者は、城里町です。その城里町が得るべき800万円が、指定管理者である開発公社に入金されるということは、地方自治法210条、町民センター設置管理条例及び城里町使用料、手数料条例に違反するのではないかと思います。町長の見解をお聞かせください。

改善を求めたい理由として、第1、地方自治法210条は、1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと記されています。委託及び指定管理者にしたから委託先の指定管理者が収受できるとは、210条のどこにも書いておりません。あくまでも城里町の歳入として扱わなければならないと思います。

第2は、開発公社の収益は、町民センター設置管理11条及び城里町使用料、手数料条例2条別表5に基づく手数料であると定められています。それ以外のホーリーホックからの800万円を指定管理者である開発公社に入れるという条例は、どこにも見当たりません。

第3は、ホーリーホックから支払われる800万円は、グラウンドの持ち主である町に入れるべきです。入れるべき金額です。この契約は、町と奥野谷浜産業との間に交わされたものです。これに関連して町民センターの管理を開発公社に委託したからといって、ホーリーホックから入金された800万円によって契約金額が安くなるというのは不可解です。ホーリーホックと奥野谷浜産業は別の会社ですから、理解できません。なぜそういう形になったのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、藤咲議員のご質問に引き続き回答させていただきます。

ちょっと考えてみていただきたいんですが、開発公社の得た収入を、開発公社が指定管

理で受けている物件の収入について、開発公社が受けずに城里町に納入しているでしょうか。ほかの事例についても。例えば、開発公社でキャビンを管理しております。8人用のキャビンであれば1泊すれば3万円以上の使用料が入りますが、その使用料収入3万円は町に納入するんじゃなくて開発公社の収入として計上されています。

これは、キャビンの収入は一例であります。ほかのキャビン以外のプールであっても、あるいは今回ご指摘のグラウンドであっても同じことです。指定管理者は、町からの指定管理契約を受けた物件を管理する代わりに、そこから発生する収入について得ることができるわけです。そういった契約ということで指定管理者は議会の承認を受けてこの物件の管理を行っているわけです。

そういうわけですから、アツマーレのグラウンドについて800万円の使用料が支払われているわけですが、それにつきましては開発公社がそれを、使用料を受け取り、町から得た指定管理料と合わせて芝生の維持管理業者に対して各種の支払いを行い、良好な状態に芝を管理するのが業務であるわけですから、これは適正な業務でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 適正な管理だと、適正なものだということをお答えいただきましたが、グラウンド契約、町民グラウンドは、町と奥野谷浜が契約したんです。町が所有者です、これは。町と奥野谷浜が契約しているグラウンド維持管理業務なんです。ホーリーホックは、奥野谷浜を使ってほしくて800万円出すと言ったんですよね。この800万円は町の財産として入るものです。開発公社に支払うものではありません。

協定書は、そういうふうな形で町長と沼田社長も話し合って合意したもの、契約したものなんですけれども、これは違反行為ですよ。これは無効になるんじゃないでしょうか。ホーリーホックがグラウンドを使用するからといって、その使用料は指定管理の開発公社に入るのとは条例違反です。町で契約しているグラウンドは、町民センターのグラウンドは、所有者である町と奥野谷浜産業と契約しているのです。なぜホーリーホックの800万円によって2,500万円から減額されるのでしょうか。これ説明をしていただきたいと思います。どういう理由でこのようになったんでしょうか。

210条、地方自治法210条では、会計年度における一切の収入、支出は全てこれを歳入歳出に編入しなければならないと記されているんです。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 回答を続けさせていただきます。

開発公社の収入収支というのは、町の収入収支とはまた別の会計でございますから、例えば開発公社は年間、今、ホーリーホックの800万円だけおっしゃっていましたが、約年

間4億円近い収入と支出がございます。町からの指定管理は、例えばホロルの湯に対しては4,000万であります。開発公社としては、町から委託されたホロルの湯、ふれあいの里、それからアツマーレ、そういった物件の維持管理に年間約4億円の費用をかけて管理をしているわけです。代わりに、町からは4億円ももらっていないですから、利用者から取る収入でもって約4億円の人件費、人件費も1億までは行きませんが、8,000万、9,000万ぐらいかかる人件費ですとかそういった、それはホロルの湯の部分だけですけれども、そういった必要な管理に係る費用を使用者から収受することによって会社としてバランスが取れているわけです。

ですので、町からグラウンドの利用者が払う使用料を町が取ってしまったら、それは開発公社としては収支が取れなくなってしまうので、そういったことにならないようにあらかじめこれぐらいの使用料収入が取れるだろうと、一方で指定管理料はこれぐらいが適正であろうということで計画を立てて、議会のご承認もいただいて年間の予算が立てられているわけでありますから、この点についても一度指定管理制度、そういうことで使用料は指定管理者が取れるんだと、町の会計とは別なんだということを、町のほうで承認行為があるのは、そもそも指定管理者としてその人を、その会社を指定管理者にしていかがいかどうかという議決と、それから指定管理者に対する指定管理料や委託料について一般会計予算案等で審議されますので、その部分について議会の承認をいただいておりますので、どうかその開発公社の会計と一般会計というのは別の会計、私が両方とも町長と理事長をやっているから同じのように見受けられるかもしれませんが、違う組織でございますので、その点もう一度よく制度をご確認いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 開発公社の収入がどのぐらいあるか、もう一度精査させていただきたいと思いますが、私は、この800万円、ホーリーホックから来る800万円は、開発公社は受ける必要はないと言っているところです。

これは、町民センターの11条は、設置管理条例の使用料は、住民がバーベキューやグラウンド施設を使用した場合に納めるものですよね。業務を委託した開発公社にホーリーホックの800万円を納める理由は全くありません。何でこういうすり替えをしてしまうのかを、私は理解できないんです。

契約したのは、町と奥野谷浜産業なんです。2,500万円です。2,500万円にするのに、ホーリーホックが800万円入れるから2,500万円にすると言ったじゃないですか。その辺のところは、契約ということは800万円、2,500万円の800万円というのは、2,500万円のグラウンド維持費で、ホーリーホックが800万円支払うといったんですから、それはグラウンド維持費として、維持管理として800万円は町に入るものなんです。開発公社ではないんです。会計のすり違い、会計のやり方のすり違いとか、すり合わせとかすり替えをして

しまうような、そういうことをやっているのではないだろうかと言っています。

町民センターの設置管理条例は、法律を無視した設置管理条例なんですか。210条違反ですよ、そういうことをやっていけば。法律を無視した条例なんでしょうか。皆さんの議会で議決されたものというようなことを先ほどお答えいただきましたけれども、210条を超越した設管条例ではないですか。

それから、使用料、手数料条例、これも使用料及び手数料条例には、公共施設の利用について、近隣市町村に住所を置く住民が利用、使用したとき、それから手数料は戸籍などのほか証明手数料について記されています。ホーリーホックからの使用料について、地方自治法210条に従って町に納めるべきものです。これは、管理を委託したからといって町の財産まで委託するものではないかと思えます。答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） なかなか擦れ違いが解消できなくて、本当に申し訳ないと思うんですが、根本的な誤解があるのが、町と奥野谷浜産業が芝生の維持管理契約をしているというふうに今、藤咲さんのご質問の中でありましたが、それはもう違います。

今、七会町民センターのグラウンドの維持管理ですが、町は契約をしておりませんで、開発公社のほうが契約主体となって芝生維持管理の会社と契約をして、年間約2,500万円の管理費がかかっています。それに対して使用料収入を開発公社が取って、そして足りない分は指定管理料で取って、それで施設を運営していくわけですから、使用者からの指定管理料をもらえないと話のつじつまが合わなくなってしまうので、そこはぜひ誤解を解いていただきたいと思えます。

それから、使用料条例の件です、ございましたけれども、使用料条例、ちょっと今、手元に今ちょっとその使用料条例に基づく質問があるというふうに承知していなかったもので、使用料条例そのもの手元に今ないんですが、使用料条例の最初のほうに、別に定めのある場合を除き各々の料金とするというような記述になっていると理解しております。その別に定めがある場合というのが、今回の協定書に基づいて800万円払いますよというのが別に定め該当するので、800万円いただいているということです。

もし、別の定めがない場合、ホーリーホックが支払う使用料金は、現在の800万円を下回ると思われます。それは、使用時間から計算すると、800万円も使用料かからないんです。条例どおりにそのまま請求した場合は。それを、条例上の料金よりもたくさんホーリーホックから払ってもらうために定めを、別に定めをして800万払ってもらっているわけです。ですから、条例どおりに行ったら、今の使用時間の数倍使わないと800万に使用料金が達しませんので、そういう意味で町にとってより収入を増やすような協定になっているんですということをぜひご理解はいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） なかなか平行線ですね。

今まで、町民センターと開発公社が契約していたと言いましたけれども、これからのことですか。今までのことですか。どちらですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今年度より、議会の承認をいただきまして、町の直接管理から指定管理契約にアツマーレのグラウンドは移行しておりますので、令和2年度から芝生の維持管理に関する契約は開発公社が行っております。ですので、町の一般会計予算のほうには、アツマーレの芝生の管理をするための委託費がなくなっているはずですが、指定管理のほうに移行していますから指定管理料のほうに移っていますので、ということでぜひ誤解を解いていただき、指定管理者である開発公社が芝生の維持管理業者と契約をしていて、町は契約をしていないと。町は包括的な指定管理契約を1本しているだけで、その下の細かな契約については今は行っていませんよということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） どうしてもそのすり替えが通したいということのようです。

これは、800万円よりも少なくなる、これからは800万円よりも少なくなる予定ですよというようなこと言っていますけれども、じゃ今までやった契約していた2,500万円に対しての契約は何だったんですか。800万円は何だったんですか。私はそこを聞きたいと思えます。何でこういう自分で勝手なやり方、条例も210条に違反しているんです、こういうやり方をしていると。それは、きちんと210条を守ってください。

先ほど言いましたよね、210条の一般会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない、これは開発公社に委託したからといって開発公社に行くものではないでしょう。今まで会計がホーリーホックから入っていたんです、町に。じゃ、今まで開発公社は、そういうんだったら開発公社がやっていたものを町に入れていたんですか、全て。そういうことになりますよね。

とにかく、そういうことじゃなくて、今この800万というのは、開発公社に委託をしたから開発公社に行くというお金じゃなくて、この歳入歳出に入れるべきものなんです。もう一度言います、これ最後にしたいと思えます。ホーリーホックからの800万円は町の歳入に入れるべきです。あくまで地方自治法210条で処理するべきものです。相殺を禁止する内容も含まれています。答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） もう一度よく考えていただきたいんですけども、なぜかそのホーリーホックからの800万円だけを取り出して町に戻入すべきだというふうにおっしゃいますが、開発公社の収入は全体で、指定管理収入も含めてですが年間約4億円近い収入があるわけです。それは、開発公社が指定管理で受けている物件、プールやお風呂やキャンプ場やグラウンドを含めて、それを使用している人が開発公社に対して支払うものです。

どうしてそのアツマーレのグラウンド管理料だけを取り出して、それを町に、それだけは開発公社じゃなくて町にいれないと法律違反になるというふうに主張されるわけですが、そのお金の性質として、グラウンドを使ったことに対するグラウンド使用料、キャビンを使ったことに対するキャビンの使用料、プールを使ったことに対するプールの使用料、これは同じ性質のお金でございますから、ホーリーホックが払うグラウンド使用料だけ別の会計上の扱いをせよというほうが、法律上一貫性が持てないのではないかというふうに思います。

ということで、指定管理者は指定管理で契約に記載された物件を管理する代わりに、そこから生じる使用料について収受すると、そういうことでございますので、そのことについては地方自治法、様々な法律がありますので、指定管理者については指定管理者の法律がまたございます。地方自治法には地方自治法があります。ただ、指定管理者の会計というのは、町の一般会計とは別の会計です。ですから、指定管理者の会計、開発公社の数億円の収入と支出は町の一般会計の中には入ってきません。別の会社の会計として処理されているわけですから、その点はもう一度ご確認をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） どうしても納得できないです。私自身、納得できていないです。町長もそのまま800万円は入れると、開発公社に入れるということのようです。これは、また後ほど議論をさせていただきたいと思います。

では、次に行きたいと思います。

ホロルの湯の事業委託についてお聞きいたします。

本来、町がやるべきグリーンツーリズムや介護予防などをホロルの湯に事業委託することに私は違和感を持ち、その是正を求めたく意見を申し上げます。

現在、この事業は、当初予算が否決になったことで行われていないと思いますが、町長がご自身で作成された説明、グリーンツーリズム事業、これです、いいですか、グリーンツーリズム事業、6月9日付によりますと、ホロルの湯へ委託事業はグリーンツーリズム事業や介護予防事業などの委託も行うようです。

そもそも、城里町の基幹産業である農政課や町民の介護予防事業を、赤字解消のため事業者へ委託するというのはいかがかと思います。是正を求めたいと思います。答弁をお願い

いたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁させていただきます。

全く誤解があるので、赤字解消の事業じゃないです。非営利の赤字になる事業としてやっているわけです。これは赤字解消の事業と赤字になる事業というのは全く逆の意味ですから。

グリーンツーリズムというのは、一般財団、この開発公社が財団法人改革のときに今の一般財団法人に移行するときに、持っている財産を何年間かけて処分しなさいと、非営利事業に使いなさいと、わざとその収入よりも支出が多くなるような公益目的の事業を行うことによって、発足時にあった財産を社会還元しなさい。社会還元しなさいというのは、要は赤字にしてサービスとして多くの人に提供しなさいと、そういう意味の事業ですから、赤字解消のための事業じゃなくて、赤字にする事業。もう手持ちの財産を吐き出すための事業として認可されたわけですので、まずその点ちょっと誤解をお解きいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 赤字解消ではないと、言葉のあやでしょうか。赤字事業を目指しています。赤字事業を目指しているのは赤字解消ではないんですか。

体を動かした心地よい体操は、誰も介護事業なのでうれしいものですが、だからといって絶対この委託事業はやらなければならない事業ではないということですね。

それで、地方自治法138条の2では、普通公共団体の執行機関は、条例や予算や議会の議決に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うと記されています。県が認定する事業だからといって、義務もなければただ一つの選択肢でもありません。委託ではなく、町がやることに何ら問題はないはずで。選ぶ道はほかにもあります。町長、一町長独自の考えが何かおありなのでしょうか、お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） またちょっと誤解を解いていただきたいんですが、私が今回のグリーンツーリズム事業をやっておりますが、それは私が一個人の考えでやっているわけではなくて、きちんと議会にもご説明をし、そして可決をいただいて事業を執行しているわけですし、私が専決でこのような事業を行っているわけではございませんし、またこのグリーンツーリズム事業も、もう7年前、8年前から、平成26年度から計画認定を受けてやっているものがございますので、そういった過去から引き継いだ事業を中断することなく、そして内容を充実させながら今日までやってきたわけで、何か私の一個人のこととい

うことでは全くないというふうに思います。

グリーンツーリズム事業の内容について、例えば介護予防の事業を委託して行っていますが、役場のほうで、例えば元気はつらつ教室とかそういったほかの事業もありますが、それも役場の職員が直接お年寄りに指導しているわけではなくて、それも事業者に委託して、事業者は何百万円か払って、元気はつらつ教室の場合は二百数十万円だったと記憶しておりますが、それで受講生を集めて、そして介護予防体操をやらせてもらっているわけです。

そういった介護予防事業の例えば単価として、開発公社の委託費が高いということはございません。ほかの事業者の委託費より安いのではないかとこのように思っています。それは、直営でやっているがゆえに、あるいは非営利で利益を追求しない、赤字になってもいいという前提でやっているところでもありますので、ほかよりも安い委託費で行えているんじゃないかと思えます。

例えば、農政課でやっているグリーンツーリズム事業の中で、地元の食材を使ったピザ焼き体験とか、そば打ち体験とかやっていますが、果たしてあれだけの量をこなすような地元の食材を使った料理提供、食の体験事業、ほかの民間事業者であれだけの規模で受託してくれる会社を私は存じ上げません。

また、職員が直接ピザ焼き体験やそば打ち体験を役場の職員が直接指導するというのも、人員的にそれほど、そういう作業に割くだけの農政課の人員、今、様々な事業の事務だけで相当負担がかかっていますので、これ以上、直営でそういった地元の農産物の販売促進活動を農業政策課が直接やりなさいというふうにご指摘も、お気持ちは分かりますが、それだけの公務員が今、人数がおりませんので、それよりは観光事業、観光客との接点がある開発公社に委託してそういった事業をやらせてもらったほうがより効率的に行えるのではないかとこのように思いますし、それは農業振興のためにも役立っているかと思えます。介護予防とかいろんな事業やっておりますが、そういうことで開発公社に対するこのグリーンツーリズムの委託というのは、住民のためにも、あるいは役場の職員の負担軽減にも役立っているというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） これ、役場の職員がやるべきことということで私は思っているんですけども、それは役場の職員がやるのは大変だと。確かに大変です。でも、そうならば役場の職員を増やしてでもやったほうが私はいいと思うんです。

なぜかという、何で開発公社をそんなに優遇しなければならないのかなというのがちょっと疑問です。ホロルの湯が赤字だと、今、町長は赤字だ赤字だというようなこと、赤字経営だというようなことを言っていましたけれども、これは町の財産、財政をつぎ込んだ結果、ホロルの湯が第一に何をやったかということ、従業員の給料を引き上げたんです。

しかし、一方で、パートの職員や非正規の人たち、つまり館内を掃除したりお客さんの接待や安全のために働いている人件費は下げられています。

町長の上遠野 修さんが、開発公社理事長の上遠野 修さんに町の財政をつぎ込むんです。これを一般社会ではお手盛りというのではないのでしょうか。

その一方で、課長の皆さんは、これをやったら町民に喜ばれるのにといい事業を我慢しているんです。口に出せないでいるんです。こういう現象が今、この城里町で起きているんです。不公平だと私は思います。

なぜこうも、先ほども言いましたけれども、ホロルの湯に肩入れをするのでしょうか。優遇するのでしょうか。町民に分かるように説明をお願いいたします。もう一度そここのころ説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 回答させていただきます。

ぜひ、藤咲議員には、その各課長がそのこういう事業をやったらいいな、だけど言い出せないんだというような事業があったら、ぜひ具体的にこういう事業をやったらどうかということで私のほうに提案していただけると、予算の課題もあります。これはというのは実現できるかもしれませんので、もしそのような各課長から直接藤咲さんに事業の提案があるのであれば、それは私のほうに教えていただければありがたいというふうに思いますので、そういった事業提案を期待しているところでございます。

さて、開発公社についてですが、人件費が下がったというのは、何か裏づけがあるのでしょうか。今年も、従業員の時給については下がっていることはないと思います。最低賃金の増加もありますし、個々パートさんの時給については上昇傾向にあるというふうに認識しております。

開発公社は、例えばホロルの湯の決算書、皆さんもお手持ちにあるかと思います。ここに、報告68号で31年度の開発公社の決算書がありますが、例えばホロルの湯の事業の給料の欄を見ますと、200万増えております。ちなみに、私の給料はもらっていませんので、これは開発公社の職員の給与ですので、誰かの給料というわけじゃなくて、何人かの職員の給料が増えているわけですから、だれかえこひいきしてとかではなくて、その職員、職員全体としての給料が増えているわけですので、それは同じ例えば50代であって、役場の職員と開発公社の50代の職員、給料、役場の職員のほうがはるかに高いと思います。逆をいうと、開発公社の職員、同じ50代とか40代で取って役場の職員と比較すれば、給与については開発公社のほうが高い状態にありますので、その給与についてベースアップすることについて、そんなに悪いことでしょうか。

むしろ、今、確かに今年は赤字で困っていますが、開発公社は30年度と31年度は黒字決算を出しています。指定管理料は増えていないのに、ちゃんと黒字決算を2年連続で出し

ています。平成26年度には、指定管理料だけで6,200万まで行った時期があったと記憶していますが、そういった、そうですね、平成26年度は6,200万の指定管理料でしたが、ホロルの湯で、平成28年から31年は4,000万の指定管理料、2,200万円指定管理料を落として、かつ2年連続で黒字の決算を出したわけですから、その労に報いて賃金のベースアップをするというのは適切なことだと、そうしないと黒字を出したことに對し、出しても給与が全然上がらないとやる気が起きませんから、それは適切なことだったと思います。

また、指定管理料について、城里町の開発公社は同種同様の施設に比べると安い指定管理料でやっておりますので、ぜひえこひいき、その開発公社が頑張りが足らなくて、えこひいきされていると、甘やかされていると、そういう認識ではなくて、ぜひ同種同様施設よりも安い指定管理料でよく頑張っている運営されていると、そういうふうな認識でぜひ開発公社の職員たちを議員の皆さん方からもねぎらっていただけるとありがたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 今、その給料が低くなったんじゃないかと人件費が減った、増えた、裏づけはあるのかと聞かれました。私がこの事業実績、68号、69号、70号でありましたけれども、報告68号の開発公社の事業実績、これのホロルの湯の事業を28年度から29年、30年度、31年度までちょっと調査をさせていただきました。

28年度から31年度までは、事業活動収入は2億8,200万、これは28年度、31年度では2億8,800万、大きな変化はありません。これは指定管理料4,000万入った2億8,800万が平成31年度です。

事業活動支出はどうなったかといいますと、まず大きな変化があったのは給料、職員さんが28年度で559万1,000円の予算額に対して決算額が804万5,640円で245万4,640円の上昇になっています。それから、その間810万の決算額で29、30年度と行っていますけれども、31年度では、職員さんです、これ職員さんは何人か分かりませんが、何人ですか。職員さんは、これが829万800円になっているんです。これ24万5,000円上がっていますよね。28年度から見れば。これは、給料が職員さんに入っています。

それで、給料だけじゃありません。いいですか、期末手当が288万9,000円、28年度、それがどんどん上がりまして、30年度は470万、平成31年度には463万に上がっているんです。それから、退職掛金、平成28年度では48万円なのに、予算額に対して決算額が70万になっているんです。退職掛金がです。24万円もアップしているじゃないですか。それと、平成30年度では72万になっています。ですので28年度の決算から見れば2万のアップなんですけれども、とにかく48万の予算額に対して、28年度で、70万も退職掛金出しているんです。

それから、報償費、これは期末、勤勉手当とは違うんです、何のための報償費かよく分かりませんが、これは平成28年度では18万出しています。平成30年度では36万です。

平成31年度では21万になっていますけれども、これは23万3,400円のアップになっています。

その代わり、賃金はどうなっているかというと、確かに6,996万5,766円から、平成28年、平成31年度では7,531万5,233円になっているんです。これは1,326万6,000円上がっていますけれども、これは従業員さん何百人ですか。数百人ですか、百数十人ですか、そういう方たちに割り振れば、本当に安いものになっていくんじゃないかなと思います。

とにかく、事業活動費のみちょっと収支を、収支計算書を確認させていただいたんです。本当にこれは職員の給料をアップしている。給料だけでなく手当、退職掛金、報償費などアップしています。私、調べさせていただきました。

そういうようなことで、赤字解消というのは、事業費が、活動事業の事業活動の収入が毎年度ずっと一定していますよね。その一定しているところに、赤字にするためにはどうしたらいいかというと、従業員のお給料を上げていくしかないんです。そうすれば赤字になりますよね。そうしたら、そこに赤字だから、赤字だからとどんどんつぎ込むわけです。そういうことになりませんか。私は、そういうところをちょっと状況を現実を確認させていただきました。調べさせてもらいました。

ですので、一つ一つコピーして28年度から31年度までホロルだけをピックアップしてみました。ホロルが余りにも赤字だ赤字だと町長が言うものですから、どれだけ赤字なのかと思ってちょっとチェックをさせていただきました。そうしたら、そういうことで人件費が非常に高くなっているというようなことが分かりました。だから、赤字を、赤字経営だ、赤字経営だと、実際にいくら黒字になったといっても、赤字経営になるような公益の赤字を目指していくということですから、これは赤字が、もうやはり私には赤字解消と言われて頭に来たかもしれませんけれども、そういう問題じゃないでしょう。

介護予防と称して実施されている事業について考えますと、もっとこの委託事業の問題点が浮き彫りになってくると思います。赤字解消の最大の目的として行われる事業ですから、町民の健康向上を目的としているわけではありません。これは明らかです。町民の健康が向上するかどうかというよりも、人々が飛びつくような企画を考えて、金もうけできる企画が優先されていきます。これが町の事業を開発公社に委託する最大の目的だとすれば、町の行政のあり方を根本からゆがめてしまうのではないかと考えています。

たとえ現在の利用者さんがいるから続けなくてはならないとすれば、その利用をもっと多くの町民に広げる必要があるのではないかと思います。その上で、リハビリ体操や介護予防の運動を、科学的知見に基づいたもの、町が将来にわたって責任持てる内容にしていく必要があると考えます。そのためにも、ホロルの湯に委託している事業を町が運営するべきです。そう思いませんか。どうでしょうか、町長。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁させていただきます。

先ほど、藤咲議員から、町長は人件費を削っているというようなご発言がありましたが、今のお話だと今度は町長は人件費を増やしているというようなご主張でありました。そのどちらが真実かという、人件費は上昇傾向にあるというのが真実であると思います。それは、毎年毎年最低賃金がぐんぐん上がっていますから、パートさんの時給は最低賃金の上昇に合わせて、ほかの道の駅かつらとか山桜もそうですが、毎年数十円ずつパートさんの時給、上がっているはずで、それは最低賃金の上昇に合わせて行いう一般的なものだと思います。

それから、正規職員についてもベースアップをずっと凍結して、給料毎年変わらないという状況が何年かあったようですが、ここ一、二年は、黒字が出た年についてはちゃんと規定どおりのベースアップしようということで、ベースアップをここ2年ほどはやっております。3年前はどうかちょっと記憶にないんですが、少なくとも31年、30年と2年連続で黒字決算を出しましたので、それは指定管理料の増額ではなくて事業活動において黒字決算にすることができたので、それはその労力に報いたということで、それは経営者として出た利益について事業の収支の黒字の差額について翌年度、従業員に報いるというのは一般的なことではないかというふうに思います。もちろん、逆に赤字決算の場合はベースアップできないということもあるかと思えます。

公務員の組織ですと、赤字でも黒字でもずっとベースアップが続いていきますから、そういう意味では公務員のほうが給与水準は高くなる傾向にあるかと思えます。

そういう意味、そういう状況にあるわけですが、繰り返しになりますが、開発公社につきましては、当初の大浴場、露天風呂、レストラン、休憩室、プール、トレーニングルーム、そういったものを保有する県内の同種同様の施設に比較して少ない指定管理料、少ない公費負担で立派な運営をしているというふうな認識でおります。ぜひ、他市町村よりも低い公的負担で経営を維持している開発公社のスタッフに対して、ぜひ議会の議員の皆様方からもよくやっているというようなお言葉をかけていただければ幸いです。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 人件費が毎年上がっている、パートの賃金、これは上がっていますよ、少しずつ。しかし、パートの賃金、それからそういうもので事業活動費に対してどれだけの活動をやっているのかなど。じゃ、努力をして事業活動の収入を増やすことが大切なんじゃないんですか。それをやらずして、町からのいろいろホロルの湯にすれば、ホロルですよ、今、私が言っているのは、4,000万、指定管理料入れているじゃないですか。その運営資金2億6,200万、決算書で2億6,206万3,350円、この決算書が出ています。これで事業収入が入っています。それで、そこに指定管理料が4,000万円入っています。

自主事業、雑入も含めまして2億8,377万7,659円、2億8,800万入っています。

だったら、これに赤字にならないような、黒字にするために今、努力をしたと言いました。それは、じゃそのために職員さん給与を増やしたというようなことになれば、さらにまた増えることになっちゃうんです。

結局これは、町長が言っている赤字、公益目的ですね、公益目的というようなことを頻繁に出されていますので、それは公益目的というのは、赤字事業を目指していると言っています。この赤字事業というのは、どんどんつぎ込まれる可能性があるということです。要するに、際限なくホロルの湯に委託するという形で町の行政をゆがめて、一部の人間を肥やす結果につながっています。そのことを、町民のための行政を目指している幹部職員がやりたいことをやれないでいる。ホロルの湯にお金を取られて困っているということは、町政のゆがみの実相をリアルに伝えているのではないのでしょうか。

私は、町長がこの町で長い間、町民のための行政を目指してきた幹部職員の声をもっとよく聞くべきではないかと思えます。そのことを申し上げて私の質問を終わりたいと思えますけれども、最後に答弁をお願いいたします。どうですか、これからも続けるんですか、それとも何か変更しますか、それともこれからもっともっというろんな形で開発公社に委託するような形になりますか、その辺の方針をちょっとお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） いろいろ誤解があるようですので、また誤解は解きたいと思えますが、確かに今回、コロナのせいで巨額の赤字を出して、開発公社として支援金を今回の9月補正でお願いしているところではありますが、30年度、31年度は黒字決算で、そういった特別の支援を受けない状態で事業を回すことができたわけです。

平成26年度、何度も言いますが、平成26年度、とても経営が傾いて、通常4,000万円の指定管理料に加えて2,200万円の緊急支援を行ってもなおまだ赤字であった。その平成26年度からこの平成31年度まで、着実に毎年売上げを増やし、人口減が続く中お客さんは減らさず、収支均衡を目指して5年間、6年間頑張ってきて、ついに2年連続で指定管理料4,000万円でも黒字を出すに至ったと。グリーンツーリズム事業という赤字事業を抱えていても、ほかの事業で黒字を出して開発公社全体として2年連続で黒字を出すに至ったということで、今回コロナ、コロナウイルスのせいで確かに経営は危機に瀕しているんですが、その今、コロナウイルスのせいで経営危機に瀕しているという今の現状と、それまでの5年間、6年間の歩みというのをぜひ一緒にしないで分けて考えてほしいと思えます。

もし、コロナウイルスの関係がなければ、今年も、今年このような多額の支援をお願いすることはなかったかと思えます。

開発公社の収支については、そういった意味で改善傾向にございましたので、これまでの歩みは間違ったものではないと思えますので、ただ、まだまだ足らざるところもお叱り

を受けるところもございますので、改善すべきところは継続的に改善しつつ、さらなるお客様から愛される、そういった施設になっていきたいと思っております。そういったことで、今後とも開発公社に対する温かいご支援をお願いしたいと思っております。

先ほど、藤咲議員の発言の中で、開発公社の一部の人間を肥やすというようなご発言がありました。その一部の人間を肥やしているということについては、一体何を指しているのか分かりません。皆さん、適正な労働時間に対する適正な年収しか従業員は受けておりませんし、私は無報酬で開発公社の理事長をやっております。委託業者についても、そんな割高な発注金額というのはないかと思っております。

ただ、町に迷惑をかけないように、さらに外部への委託費について削減せよというお言葉だと受け取りまして、さらなるコストの見直しについても、外部への委託経費について、開発公社から外部に委託している委託経費についても一度再点検をして、コストの削減ができないか見直していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ごめんなさい、最後と言ったんですけれども、町長の答弁でちょっとやっぱり納得できなくて、ちょっと発言させてください。

赤字公益でやっている、公益利益、企業利益ではなく公益目的として赤字事業を目指しているというようなことの中で、黒字を出したということを言われました。そこら辺の整合性がどうなっているのか、職員の努力をして黒字にしたのか、それとも町からのお金、財源がどんどんつき込まれてそちらのほうにいったのか、それはよく分かりません。

しかし、この開発公社のグリーンツーリズムというのは、農政課にかかわらず介護予防などいろいろ入っています。そういうようなことはのべつまくなくどんどんやられています。

これ、確かに今、町民にこの介護事業喜ばれているんですけれども、今の状況で本当にこのまま行ってしまうと、もっともっと開発公社に委託しましょう、これも委託しましょう、これも委託しましょうということで広がる可能性があるんです。私はそこ心配しています。

ですので、これで、そしてホロルの湯の営業とかそういうものもきちんとした事業費、事業費というか収入というか、これは割り引きます、これはふれあいの里に来た人は割り引いてホロルの湯に行けますというような、そういうような割引券を発したり、町内の何グループの中で、グループじゃないや、ちょっと迷惑料みたいな形で引いていますけれども、その分とかそういうこともあります。

それから、いろんな介護事業で来た人たちには無料で使わせてもらっているというようなことも聞いています。そういうところで何割かを徴収していくとか、きちんとした徴収の仕方を、事業収入を取らないで、大丈夫です、大丈夫ですと言って、無料ですからどう

ぞ使ってくださいとか、そういうようなことでどんどん入れてやっていくということ自体がいかげんなものなのかなというのを感じています。

だから、そんなに赤字になっていることでもないのかなというのもあるんですけども、今回、コロナでしようがないと思うんですけども、とにかくこの事業は赤字目的の、赤字事業だと町長が言っていますので、この赤字事業とはどういうものなのかを少し勉強させてもらって、私は質問をしたところです。

ですので、この赤字事業が延々とこれからも続いて町の財政がつき込まれていくんではないかと私は心配して質問に至りました。もし最後に答弁あるのであればお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

グリーンツーリズム事業は永遠に続くわけではございません。県から認可を受けたときに、たしか7、ちょっと今手元にないですが7年間とか8年間で幾ら以上社会還元やってくださいというふうに決められておりますので、もうちょうどその年限が今年ぐらいで来ますので、来年度あたりからは、もともとの認可では令和3年度までがグリーンツーリズムの期限だったと記憶していますが、ただ累積の社会還元の金額が県に認可を出した金額を超えている場合は、それより短い期間でグリーンツーリズム事業を終了しても構わないことになっているはずですので、延々とグリーンツーリズム事業として赤字にしなければいけないというわけではないということで、グリーンツーリズム事業について分かりにくいというご指摘もありますので、今後、指定管理の次の5年間の見直しがありますが、その際には指定管理料金の中に一本化して分かりやすい形に改めたいなというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） グリーンツーリズムがそういうことで令和3年までというような期限があるのであれば、じゃグリーンツーリズムは今年度で終わったのでやりませんというのではないですよ。また何か新たな形でそのグリーンツーリズムを続けるために何かをしなければならぬという事業もあるかと思えます。そういうところに、どんどんつき込まれる、きちんとした収支を取らずに本当につき込むことはやめてほしいなと私は思っているところです。

ですので、これで終わりにしますが、グリーンツーリズム、介護予防、グリーンツーリズムと称しての介護予防、いろんなものがありますけれども、やり方は幾らでもあります。グリーンツーリズムは町の果樹園を利用して摘み取りとかそういうようなものどんどんやっていくとかというようなことあるじゃないですか。幾らでも町でできるんじゃないです

か。何で開発公社に全てお任せするんですか。開発公社に丸投げしていると同じじゃないですか。その丸投げをやめてほしいと私は言っているんです。

以上でございます。お答えありますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 果樹園での摘み取りとか、今、確かにブルーベリーの摘み取り体験とか稲刈り体験とか、それからアスパラ刈り体験とか、そういうのをグリーンツーリズムの一環として開発公社で行っていますが、多くは土日に行われておりまして、平日も農業政策課の職員が時間内で必ずしも終わらず、一生懸命働いているところを見ますと、これ以上そういった土日のイベント業務に職員をちょっと駆り出すよりも、最初から土日営業している営業施設である開発公社に受託して、そういった農業体験事業とか地元の食材を使った食の体験事業を委託したほうが効率的でもあるし、働き方改革というか職員の労働時間の適正な管理という観点でも適切な委託の判断ではないかというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 以上で終了します。

○議長（関 誠一郎君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、3密を回避する避難所の整備について伺います。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が日常化しております。さらに、これからは新型コロナウイルスの感染を防ぐための対策に万全を期すことが、避難所を開設するときの条件になってきております。

そこで、6点質問をさせていただきます。

1つ目は、避難所の開設場所ですが、昨年10月、台風19号の発生により本町も大きな被害を受けました。そのときに開設した避難所は6か所、避難された方は約500名と伺いましたが、昨年と同様規模の台風がまた来ると想定した場合に、今までと同じ数の避難所体制で大丈夫なのか、また避難開設場所を増やすことができるのか伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

避難所に関するご質問でした。コロナウイルス感染症防止のために、避難所については新たな課題が出てきております。

開設する避難所は、想定される災害の規模や被災者等の状況により判断しております。その際、避難所内の過密状態を避けるため、より多くの避難スペースを確保し、感染リスクを可能な限り低減するための取組を今年は進めてまいりたいと考えております。

さらに、避難所、役場が設置する避難所だけではなくて、内閣府が示している対策としては、平時から親戚や友人の家等でも安全な場所がある場合はそちらに避難するよう、も検討するようというふうな対策が示されておりますので、町としてもお知らせ版や町ホームページ等で、こういったコロナの事態ですので、避難するときに全員が避難所に来てしまうと過密になってしまうので、避難するというのは避難所に来るだけが避難ではなくて、自分の家が川に近くて、川からちょっと離れたところに友人の家があるのであれば、そこに避難するというのも避難のあり方としてあるんだということを啓発もしていきたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。

今までよりも本当に開設場所は多くなるという、そういう答弁だったと思いますが、現在、現実的な問題として現在、桂公民館が改修中のため11月いっぱいまで使用できないということになっているわけですが、桂公民館の代わりになる開設場所はどこになるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 避難所につきましては、災害の規模、避難者数に応じて十分な数の避難所を開設していきたいというふうに思っております。

昨年、台風19号の際、桂公民館に桂地区の方が避難されて、少し足らなくなるのではないかと桂中学校のほうも避難所として開設しましたが、実際には桂公民館だけで足りてしまって、桂中学校のほうに避難してくる方はいらっしゃらなかったわけですが、そういったことで、小・中学校などもございますので、そういったところを含めて桂公民館の使えない分はそういった小・中学校も含めて避難所として確保していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） よく分かりました。ありがとうございます。

次に、高齢者、また妊婦さん、障害を持っている方に配慮するスペースがあるのかどう

かをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 避難所内に、高齢者、妊婦、障害を持っている方へ配慮するための部屋を設けるよう努力してまいります。施設によっては難しい場合は、パーテーションなどで専用のゾーンを設けるなどの対策、あるいは専用の部屋を確保できる避難所に町のほうで車を用意して移動していただくということも想定しております。

また、水戸市などでは、ホテルと協定を結んだということですが、城里町は開発公社のふれあいの里の宿泊施設がございます。今年の台風19号の際にも、開発公社のキャビン避難所として開放しまして、たしか1棟に限られましたが、実際にそこに避難してきた方もおりました。ああいったキャビンであれば家族単位で避難をすることができますので、私が理事長をやっておりますので、開発公社のそういったふれあいの里の宿泊施設なども実際の被害の際には開放して、そういった要配慮者、要配慮な方が家族単位で避難できるような場所に提供していきたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

今、専用部屋も高齢者のためと、高齢者、また妊婦さん、それから障害を持っている方に専用部屋も考えているという答弁をいただきました。

私は、今年の災害時に、3か所の避難所を回らせていただきました。10月12日、本当に既にコミュニティーセンターには大勢の方が避難されており、サークル室は満員のような状況の中で、段ボールで仕切られた場所に椅子に座ってつらそうにしていた高齢者の方の姿が忘れられません。

高齢者や妊婦さん、また障害を持っている方は、感染リスクも高くなります。体への負担が少なく、安心して過ごせる場所の確保をどうぞよろしく願いいたします。

3点目に、避難所に避難された方が、疲労とかいろいろな理由で熱を出してしまったときには、どのように対応するのかをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 続けて回答させていただきます。

今年の避難所、段ボールで仕切られていてお疲れになった方も多かったというふうに思います。

テレビ等で、多くの避難所において体育館に毛布だけ支給されて寝ていらっしゃる方の映像などもテレビで見ましたが、城里町の避難所について少し誇らしかったのは、開発公社のほうから布団が、掛け布団、敷布団全て100近く緊急で運び込みましたので、城里町

の避難所においては床に毛布ということではなくて、敷布団と掛け布団が配られていて、そういう意味ではほかの体育館に毛布だけだったところに比較すると、快適とまではいかないですが、より人間的な睡眠をしていただくような環境にできたのかなというふうにも思いますが、さらに改善すべく段ボールベッド等を現在、購入の手続を進めているところです。

質問のほうで、避難所で熱の出た場合の対応ということで、避難所に発熱、せき等の症状が出た場合には、その対象者を特定の部屋に隔離します。また、防災部門と福祉部門連携の下、中央保健所など専門機関に相談して対応をしております。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 熱が出た方については特定の部屋に隔離するということですが、そのいろんな連携を取っていくということですが、もし高齢であれば、避難所に留まることは難しいと思うんです。そういう場合、誰がどのように病院とかそういう関係機関につないでくれるのでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 避難所のほうで、そういった係は主に保険課が対応することになるかと思います。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 1 番桜井議員さんのご質問にお答えいたします。

万が一、熱発患者と呼んでいますけれども、発熱しました患者さんがいた場合には、ちょっと症状にもよるんですけれども、必ずしもすぐに救急車というわけではなくて、ある程度の経過措置が必要かと思います。その上で、関係各所にちょっと連絡取りながら対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ということは、保険課でその連絡体制を、連絡体制は扱うということですか。分かりました。ありがとうございます。

でも、きちんとどのようにという、そういうマニュアル的なものも本当に必要ではないかと思います。

次、4 点目ですが、万が一停電が発生した場合、例えば水道やエアコンなどはどうなるのでしょうか。その対応についてお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 現在、停電時の対策として、発電機を11基保有しております。また、東京電力と停電の早期復旧や情報共有の連携に向けて協議を進めております。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。
〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございました。
停電については、心配ないということですか。今の段階では。今の答弁内容は。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。
〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 続けて回答させていただきます。
停電時の対策として11台の発電機を保有しておりますので、通常、台風、秋口のクーラー、冷房を強力にかけるような時期でない秋口であれば、発電機11台ありますので、十分電灯等を取れるかというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。
〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございました。
水道とか、そういう水が本当にストップすれば、大変どうなるのかなと思ひまして質問をさせていただきました。
次に、5点目は、第4回の臨時議会で承認された簡易間仕切り300張り、折り畳みベッド200個の発注は済んでいるのでしょうか。発注済みであれば納入はいつ頃になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。
〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 第4回議会臨時会で承認いたしました、補正予算で承認いただいた内容につきましては、直ちに入札を行いまして、既に落札まで終わっております。今、落札業者と手続を進めているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。
〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ということは、今の段階でそういうことを進めているということですから、まだいつ納入ができるかということはまだ分からないという状態ですね。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉淵和己君。
〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 1 番桜井議員さんのご質問にお答えをいたします。
先ほど町長がお答えいたしましたとおり、既に業者が決まって手続を進めている段階ではありますけれども、何分発注が多いので、まだいつ入るという確定というか、ちゃんと

した納期は決まっていない状況であります。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 本当に、そうですね、台風とかそういういざ災害が起こったときに、せっかくそれだけの備品そろえたはずなんですけど、使えないというのも本当に残念な話ではないかなと思いましたが、納入はいつ頃になるのかなということでお伺いをしましたが、本当に災害がないということ、そうなるこの時期に災害がないということ、祈ると、それだけなのかなと思います。思っています。

同じく、そのその4回の臨時議会で承認された避難所専用車両1台を購入することになっていますが、専用とはいっても、災害はいつもあるわけではありません。通常はその車両どのようにするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 避難者の移送用の車両につきましては、その通常の多人数が乗れるハイエースのほうになっております。既に入札を行っておりまして、こちらは近々納入されるのではないかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、各避難所で要配慮者が出たときに、よりそこに個室がなかった場合、個室の避難所などに移動してもらうために使う車両でございます。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 今回の質問は、その移動するときに使うということは分かっているんですが、災害はいつもあるわけではないので、ずっと例えば、災害がずっとないということが一番理想で、それは本当にそのとおりになってもらいたいんですが、そうするとその専用車両ということで、それ以外では使わないでずっとその場所にずっとあるのかどうかということをお聞きしました。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今回の車両は、全額コロナ対策費で購入する車両なので、どこまでコロナ対策以外でふだん使ってよいかどうか。一般財源で買ったものは好きに使っていいと思うんですが、コロナ対策予算で全額国費で買っているの、どこまでほかの用途に使っていいかということについてはよく確認して、よく確認しながら使用していきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございました。

車も、長時間使わないでいればもちろんバッテリーにも影響が出てきますし、本当にそういうことがずっと続いて、いざというときにそれが稼働できなければ意味がなくなると思うんです。なので、そのことについてどういうふうにとということなんですが。よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 1番桜井議員さんのご質問ですけれども、一応うちのほう、総務課のほうの管理になりますので、もちろん定期的にエンジンをかけたりとか、ちょっと乗ってみたりとかという点検は実施していきたいと思ひます。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 分かりました。本当に高価なものですので、その管理について本当にくれぐれもよろしくお願ひをしたいと思います。

6点目は、職員による避難所の設営訓練についてお伺ひいたします。

本日の茨城新聞に、避難所の感染対策確認との見出しで常総市の新型コロナ対策を踏まえた避難所設営訓練の様子が掲載されておりました。

簡易間仕切りなど避難所用品が届き次第、設営訓練や検温や、また検温や避難スペースへの移動などの訓練をすべきと思ひますが、本町でもその予定があるのかどうかお伺ひをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

大変貴重な、適切なお指摘をいただきましたので、職員による避難所設営訓練は行わなければならないということで強く認識をいたしました。

9月17日、あさってであります、あさって避難所係二十数名が参加して避難所の設営訓練を行うことになりましたので、ご報告いたします。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。あさって避難訓練を行うということで、本当によろしくお願ひしたいと思います。

避難所生活が長引いたり、2次、3次災害が発生したり、様々なことが起り得ることを想定して、町民の方々の安心・安全のために万全な準備と明確な役割分担をしておくことをくれぐれもよろしくお願ひいたします。

次に、避難道路の整備についてお伺ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 桜井議員。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後は、1番桜井議員の一般質問、2番目、避難道路設置についてから始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番桜井議員の一般質問から入ります。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 次に、避難道路の整備についてお伺いをいたします。

昨年の台風19号で、梅の杜の住民の皆さんは床上浸水の被害を受け、日常生活を取り戻すまでに大変な思いをしました。

複数の住民の方から、昨年の経験から早めの避難を心がけているが、避難道路を造ってほしいとの声が寄せられております。避難道路の設置ができないかどうかお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き答弁させていただきます。

梅の杜地区の皆様の避難道路としては、地元区民の協力により隣接する町道の草刈り等をしていただき、整備をしていただきました。

また、洪水対策、台風などの洪水対策については、大雨等の状況を事前に把握できるため、早めに避難することが重要です。自分の身は自分で守るという意識に基づき、大雨のとき命を守るという観点から状況に即した適切な避難行動を行う必要があります。そのために、町としては適切なタイミングでの情報伝達をしていくため、情報伝達手段の整備等を進めてまいります。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

整備をしてくださることなのですが、本当に住民の皆さんの心に寄り添った整備になりますようよろしくお願いいたします。

最後に、子宮頸がんワクチン接種の情報提供についてお伺いいたします。

子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年4月より定期予防接種となりましたが、副反応の発生により、同6月から積極的な接種の勧奨が差し控えられております。

しかし、現在、年間1万人が罹患し、約3,000人もの方が命を落としています。特に、20代から30代の若い世代のがんにおいては子宮頸がんはトップを占めており、深刻な状況となっています。

昨年、開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン部会副反応検討部会の中で、国民に子宮頸がんワクチンに関する情報が行き届いていないことが明らかになりました。そのことを受けて、本年1月、接種対象者やその家族に対して接種するかどうかを検討、判断できるよう自治体からリーフレットの個別通知が必要との方向性が示されたと聞いております。

本町において、正しい情報提供が個別に通知されているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、子宮頸がんの原因であるウイルスの感染を予防する効果があります。

子宮頸がんワクチンの予防接種は、現在、予防接種法に基づく定期接種として実施していますが、ワクチンの接種後に持続的な痛みなど多様な症状の報告があったことから、積極的な勧奨とならないように留意することとされております。

城里町においては、子宮頸がん予防ワクチン接種後、重篤な健康障害を発症した事例が起り、以後、町としては接種を控えている状況です。

しかしながら、近隣市町村では、控えながらも情報を発信している状況が増えてきているため、町でもホームページや広報などで必要な情報を提供できるよう、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

ホームページに掲載するという答弁をいただきましたが、茨城44市町村のうち、既に19市町村が個別通知を実施しております。そして、実施予定が15の市と町で、さらに現在、厚生労働省でリーフレットが改定中と聞いておりますが、新しいリーフレットが届き次第、通知を検討している6市町を合わせて40市町村が個別通知実施または検討中となっております。

接種するかどうかは、対象者と保護者が決めることですから、町の情報提供がなければ検討すらできません。個別通知による情報提供をすべきと考えますがいかがでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 40の、県内でも44のうちの40についてそういった動きがあるということが分かりましたので、今後、城里町においてもそういった流れの中で適切な対応を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

本当に、若い世代の子宮頸がんが増えているというわけですから、改定中のリーフレットが届きましたら、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

取組が進んでいる自治体などでは、二十歳になると接種無料券が送られてくるところもあります。ぜひ前向きに検討していただくことをお願いし、質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 議席番号8番河原井大介でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家対策ということについてお伺いをさせていただきます。

城里町の空き家等の対策計画というのがございまして、平成28年度に調査が入り、来年の令和3年度までの計画でつくられている計画でございます。

その中身は、目的としてシンプルに、これはもうテレビやニュース等々で流れているように、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすような空き家に対して何とかしようという計画書になっております。

そういった中で、平成28年度の9月27日、実施期間、9月実施された報告書の中では、192軒の空き家がありますと。192軒。うち約50軒、50戸のおうちが危険なので早期の対応が必要または危険と、A、B、C、D、Eの5段階評価で、この上のA、B、危険だというものが50軒ございます。そういった中で、その中でも利用不能であるものが22軒とか細かい数字が計画書で出されております。

そういった中で、城里町が町民が安心して暮らせるまちづくりのために、現在この空き家対策はどういうふうに現状はなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。

空き家対策の現状ですが、平成26年度に国が空家対策特別措置法を公布、施行したことを踏まえ、庁内組織である城里町空家等対策庁内連絡会議と外部有識者を中心とした城里町空家等対策協議会を設置し、審議をいただきながら、平成29年度に町空家対策計画を策定しております。また、同年中に空き家バンクの運用を開始しました。

近年、空き家への関心は高く、空き家バンクを通じた問い合わせや管理不全状態の空き家に対する相談は増えてくる傾向にあります。ちなみに、城里町の空き家バンクにおきましては4件の成約がありまして、空き家のうち4軒が売買等成立して活用につながったというところでございます。

管理不全の空き家につきましては、計画に基づき所有者を調査、把握後、助言や指導を行います。所有者が特定できなかつたり改善が見られない場合、劣化が激しく危険度が高い場合等は、認定基準に基づき特定空き家として認定し、代執行へ至る流れとなります。

県内でも、既に6自治体、8件の略式代執行もしくは代執行の事例が生じており、利活用できない空き家の除却が課題となっております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。

いずれにしても、今そういった状況下の中でこれから調整していくという話なんです。今後の方針として、幾つか質問させていただきたいと思っております。

この城里町の住生活基本計画、もしくは城里町の空家対策協議会なるものがあるわけですが、そういったところで、この計画の中にはアンケートをしましょうとか、あとは庁舎内の、役所内ですね、役場内の連携のチームをつくるということだったり、協議会も当然、副町長を代表にして協議会がつくられるというような話でもあるようです。

これ地域の住民から相談もしくは苦情があったときというのが入ってしまっていて、こういった具体的な対応の窓口としてはまずどこがあるのかが1点。

それと、アンケートを実施して現状や課題の把握を行いますとっているんですが、これは現在やっているのでしょうか。そういったことをお答えをいただきながら、今後の方針について改めてきちっとした明確なビジョンをお示しをいただければと思います。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。続いて回答させていただきます。

アンケート、すみません、ちょっとアンケートについての質問があるということをやちょっと把握していなかったものですから、ちょっと正確な年次分からないんですが、たしか区長さん宛てにアンケートを実施して、そのそれぞれの区内に困った空き家があるかどうかというようなことを区長さんに聞いてアンケートをまとめたことがあったというふうに

記憶をしております。

また、庁内の窓口につきましては、まちづくり戦略課が窓口となっております。

空き家対策につきまして、計画ができていながらもなかなか手がつけられなかったのかとは思いますが、深刻な問題でございますので、今後しっかりと手続を踏んで、利活用できない空き家の除却にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。

いずれにしても、相談窓口としてはまちづくり戦略課のほうできちっとやっていくと。それと、アンケートも、一応計画の中では随時やっていくような雰囲気のようなことも書いてあったりするので、5か年計画ですから、もう一度来年度までの間にもう一度ぐらい確認するか、もしくは来年以降また調査するとは思いますが、そこら辺はきちっと整合性取って、この計画書と一緒にやっていただければというふうに思っています。

と同時に、この中には利活用という問題がありまして、先ほど4軒ほど売却できましたという話があったんですが、利活用が、再利活用ができたということだと思いたうんですけども、そういうことも踏まえていま一度、なかなか今までは話はなかったように思うので、これから積極的に前向きに取り組むというお話ですから、どんどんそういう議論をこの議会でできることをご期待しながら、次の質問に移ってまいります。

それでは、これは青山地区、昔の西郷地区という、五字というんですか、あるんですけども、その地区でどうしても盆とかお正月とか、あとは夕方とか水が出にくい状態なんです。それを原因を聞くと、何やらその青山の増圧場がキャパが、要は許容範囲が少し小さくて、なかなか皆さんのところに配水が届けられないというような話を聞いています。この状況について、まずどのように考え、どのように対応をして、そしてこれからどのようにしていくのかを確認させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き回答をさせていただきます。

ここ数年、年末年始やお盆の時期、本管漏水等により青山増圧場の水量不足による断水が発生し、水道使用者の皆様にも申し訳なく感じているところでございます。

青山増圧場の水量不足の原因といたしましては、本来、青山増圧場は青山、小坂地区を対象とした給水エリアを想定した施設でしたが、春園地区にありました配水施設が老朽化により廃止となり、春園地区の給水エリアを青山増圧場でカバーすることになったため、一時的に施設能力を超える需要があったことが原因ではないかと推測しております。

それを受けまして、現在では春園地区の一部を石塚浄水場からの給水でカバーし、青山

増圧場の給水量を縮小して対応するようにした結果、本年度におきましては断水は解消している状況で、今年度に入ってから断水は起こっていないというふうに認識しております。

青山増圧場も、建設から25年が経過し、ポンプ等の機械設備の老朽化による機能低下が懸念されておる状況でございますので、今後としましては青山増圧場の給水エリアの見直しとともに、エリアに合わせた配水池と配水ポンプを設置するため、来年度から青山増圧場改修に伴うエリア調査及び給水計画を策定、施設建設に着手し、安定的な給水体制を整える予定でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうしますと、来年度、この青山増圧場のいわゆる改修というか計画というか、そういったものはやるということによろしいでしょうか。よろしいですね。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

〔水道課長阿久津恵三君登壇〕

○水道課長（阿久津恵三君） 先ほど町長からも答弁がございましたが、今後の対応といたしまして、青山増圧場の給水エリアの見直しと、エリアに合わせた配水池と配水ポンプを設置するために、来年度、繰り返しになりますけれども、来年度、青山増圧場改修に伴うエリア調査及び給水計画を策定後、施設建設に着手し、安定的な給水体制を整える予定でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

そういったことで、町民の住環境の改善をぜひとも全力でやっていただければと思います。そういった形で期待をさせていただきます。

同時に、併せて質問させていただいていますのが、石塚浄水場の今後についてであります。

この問題は、五、六年ぐらい前から、古くなっているので手直しとか造り直すとかといういろいろお話があるので、今どういう状況で進んでいるかだけ、その方向、今後について、今決めている範囲の中でお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきます。

石塚浄水場は、町人口の約半数8,500人の水道水を供給しております。石塚浄水場は、

昭和44年より稼働しております。近年では施設の老朽化に伴いメンテナンスが絶えない状況でございます。

令和元年度は薬注ポンプの改修を行いました。令和2年度におきましては、予算の承認をいただきまして、約1億5,000万ぐらいかけまして配水ポンプの改修工事と沈殿池の修繕工事を行っております。大規模な修繕を今年度行いますので、行っておりますので、石塚浄水場につきましてははすぐにどうこうなるというようなことはないというふうに思っております。

今後の浄水場の在り方につきましては、施設の更新や配水場化案、統合案等いろいろな案、いろんな案がありますので、今後も社会の情勢を見極めながらあるべき水道事業の形について慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうしますと、今の現段階では全部きれいに直すという判断ではなくて、メンテナンスをしながら、きちっとその方向性を見据えながら石塚浄水場は運営していくと、という形でよろしいのかと思います。それでよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そういうことでございます。

もし、建て替えとかいろんな大規模な配置を行いますと、数十億円単位、20億、30億、廃棄物処分場、環境センターの建築工事と同じぐらいの巨額の事業になっていく可能性がありますので、それだけの大きなお金を動かすからには、よく慎重に本当にそれがベストなのかというのをよく考え、そしてきちんとした合意形成の下にやっていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 大きなお金を扱うときには、きちんとしたプランニングをしてお金を使っていきたいということで、メンテナンスでとりあえず維持していくということだと思います。

では、次の質問に移ってまいります。

道の駅かつらの移転についてであります。これは8月18日火曜日の日本工業経済新聞と、日刊建設というんですか、8月22日の新聞がありまして、私ちょっとこれを見たときにちょっとびっくりしたんですが、場所がもう決まっているような感じになっておりまして、場所がもう今の道の駅かつらのところに建設されると。

でも、あれよく考えると、建設検討委員会とか基本構想する委員会も立ち上がっていないし、よく分からないので、その現場の地域の皆様だったりお客様だったり、仕事をして

いる方だったり、行政もそうですし議会もそうだと思いますけれども、こういった形で新聞の報道が独り歩きしたというか、これは戸頃設計さんが1,500万円で基本構想と計画に着手をするということだと思えるんですけれども、そういうことも踏まえて、ちょっとこれを整理して、ちょっと今どういう状況になっているのかを教えてくださいたいと思います。

結論から言うと、赤い御前山の橋が建て替えるということになっていて、移転、だから道の駅かつらの上を通ってしまうので、移転の整備計画を開始しますと9月号のしろさには書いてあるわけです。整備検討を開始しますよということなんですが、ちょっとこの新聞の内容も踏まえてちょっとどういう状況なのか、どういうふうになっているのか、もしくはこの場所がもう決定しているのか、ちょっとそこら辺をどういうふうになっているのか、ちょっと見解をお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 道の駅かつらの移転の記事の内容についてのご質問でございました。

8月18日火曜日の日本工業経済新聞、それから8月22日の日刊建設新聞に、城里町が道の駅かつらの移転の基本構想と基本計画策定作業を行う策定業者を選定したことに関する記事でございました。

その記事の表現について、今の道の駅かつらからその付近とかいうふうに言っているわけですが、付近といっても別に隣とか何とかというんじゃないくて、解釈はいろんな解釈があるかと思えます。

道の駅かつらというので、今の場所から大きく離れないような場所であるべきというふうに考えますが、例えば1キロ離れていたら大きく離れているとは言えないだろうという人もいるかもしれないし、1キロ離れたらそれは大きく離れているで300メートルぐらいじゃないかという人もいるかもしれません。2キロ離れたら大きく離れているだろうと言う人もいれば、2キロぐらいは大きく離れているとは言えないんじゃないかという人もいるかもしれません。

つまり、道の駅かつらというわけで、御前山と那珂川が見えるところに今あって、それで観光客等の拠点になっているので、そこから大きく離れない場所でやるべきだと考えておりますが、具体的にその大きく離れない場所というのがどこかというのは決まっております。今の道の駅かつらからそれなりの距離の範囲内に空いている土地は複数あるでしょうし、その中からどこかを選んで移転をしていくものだというふうに思いますが、その移転場所も、どれぐらいの大きさの道の駅で、現状と同じ規模で行くのか、少し大きくするのかによって候補地も変わってくるでしょうし、そういったことを検討委員会で検討してもらうための会議の開催準備をしているのが現在の状況でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 答弁はしっかり私も聞こうとは思っているんですけども、結局のところ、今のところ何も場所は決まっていませんよということでもいいんですよ。いいですよ。

ポイントとしては、新聞に出ちゃうと、1キロなのか2キロなのか10キロなのかよく分からないですけども、近い、それは近辺というとか、そういう議論はちょっとよく分からないんですけども、それよりも何よりも、建設の検討の委員会を準備するということにおいて、じゃ果たして、いわゆる桂ふるさと振興センター株式会社、委託をしている、従業員、働いている方々、その社長でもあると思うんですが、その株式会社の社長でもあると思うんです。

だから、その社長がどういうことをまず考えているのかもそうだし、行政的には今、首長としての話として今、お話をされているんだと思うんですけども、まだ決まっていないと。

よく考えると、現場の声というか、どこに造ってほしいのかというと、この道の駅かつらというのは県内最古の道の駅だと、約30年近く、28年経過し30年に近づいているわけですけども、この中で、今まで十分にお客様が、リピーターもいたり、もしくは様々な事業を展開してきて楽しく元気いっぱい地域で活動されてきたんだらうなというふうに思っています。去年は水害に遭ってしまいましたけれども。

この近辺というところにおいて、まず私も確認したかったのは、水が出てしまったところ、水で被害を受けた、水害でダメージがあった今の現状の現在のところというのはなかなか難しいだろうと。というのは、一般論として考えるわけです。

そういったときに、株式会社の社長としていらっしゃるのか町長として発言をするのかよく分かりませんが、どのような話合いを役員会だったり株式会社の中で話してみるのが。なぜならば、指定管理者として預けてはいるけれども、首長が入っている、町長が入っている会社なわけです。そうすると、きちっとそういった話合い、その設計会社を、建築会社、設計ですか、設計をお願いする業者さんを入れてやるという前提で、もちろん議会は通っているので予算的にはオーケーだという話だと思いますが、そうじゃなくて、そうじゃなくて地域の実情に合わせて、まずはお客様だったり働いている方々だったり、また地域の本当に農作業やっている生産者の方々だったり、まずアンケート調査とかそういったところからしっかりと話合いを進めていながら、何も慌てる必要はないと思っています。

この間、県の職員の方がお話で、令和5年からの建設なんだという話は議会でも受けた記憶がございますけれども、まだまだそういった意味では、慌てなくていいというわけじゃないですよ、じゃなくてきちっと丁寧に話し合う場所を設ける。まずはアンケートだっ

たり、もしくは地域の実情だったり。もちろん店長さんも一生懸命、道の駅の店長さんもここで働いてお仕事しているわけですから、しっかりとそういった現場の声を聞きながら、あくまでも現場の視点に立ちながらその場所。

1キロだとか2キロだとかという、その話はよく、近辺の話はよく分かりませんが、そうじゃなくて何を求めているのか、その基本構想も計画も、今まである既存のシステムでやっている、ビジネスをやっているかつら、道の駅があるわけですからそこできちっとその基本構想だったり計画というのはある程度つくって行って、最終的にまとめるときに専門家の力を借りるのかなというふうなイメージを持つんですが、大体行政のやり方というか、私もずっと見てきていると、まず業者さんがいて、役所でちょっと打ち合わせをして、その方向性を協議会をとりあえずつくっておいて、その協議会というか業者さんと役所の思いを委員会で追認していただくという形に何となく物事が進んでいって予算があるんですが、今回の場合は特に愛着のある道の駅だと思っています。とても大切な、お金を出すということも含めてとても大切な思いが深い、いい道の駅だというふうに私思っていますので、もう少し丁寧に、かつもう少しみんなの声を拾い上げられるような、そういった行政運営、もしくは会社運営のあり方で、首長も同一人物がやっているわけですから、比較的簡単でしょうから。そういうことを踏まえた上で、きちとお話を受けとめながら、楽しいすてきな道の駅を造っていくようにしていただきたいというふうに思っていますので、その点、みんなの話を聞けるのかどうか。社長として町長として、自分のトップダウンで自分の思いをぶつけるような形じゃなく、それは一概に言いません、そういうことが多々見受けられたことがあるのであえて今、指摘をしているわけではありますが、今回、そういうふうな形じゃなくて、本当に地域に愛されている道の駅なので、きちっと今回は大丈夫かなと、やってくれますかということを確認させてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

道の駅かつらの新たなあり方については、なるべく農家の皆さん方、それから住民の皆さん方の声をしっかりとすくい上げて、どういう施設にするか決めていきたいというふうに思っております。

そもそも大きく造るのか、こじんまりとした道の駅にするのか、それによっても移転先の場所はおのずから変わってきますし、何と云うんですか、移転先ありきではなくて、まずどういうふうな道の駅にするかということをよく考えた上で移転先も考えていくというふうにしていきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） つけ加えますけれども、道の駅かつらの移転整備計画を検討し

ますということなのですが、この検討委員会のメンバー等も、できれば公募、もしくはきちっと広く意見を求められるような、そういう民主的なシステムでつくられることが望ましいんじゃないかなということをつけ加えながら、次の質問に移らせていただきます。

かつら道の駅に引き続き、地域の実情だったりお客様が相手の商売、そういったことで、先ほど町長としては会社の社長としても地域に密着しながら声を拾い上げ大切にしていって運営をしますというお話をちょうど今、先ほどいただきました。

続いて、この4番目にあります一般財団法人城里町開発公社についてなんですが、まず、質問としてはかなりシンプルです。城里町のこの開発公社、これからどういうふうにしていくのかというシンプルな質問であります。

まず、分かりやすくするために、この一般財団法人とは何なのか教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 一般財団法人、じゃ私のほうから。

○議長（関 誠一郎君） マイク。

○8番（河原井大介君） 分かりました。一般財団法人。つまり、町の財産をお貸しして、そのお金で入ってくる収入というか利用料というか使用料を含まれたところで運営していただくビジネスプラン、ビジネスをやっていただくような財団法人、よく分かりやすくいうと美術館ですか。ゴッホだったりピカソだったりミケランジェロ、何でもいいんですが、絵画だったり石像を町で例えば買いまして、それを一般財団法人の開発公社等々にお渡しして、その入場料で運営していく。つまり、財産というのは町が持つ、財産は城里町が持つ財産であり、それを活用させながらやっていくと。

指定管理者制度という制度がもうずいぶん前からできていますが、その問題、そのポイントとしては、民間のそのノウハウを入れて、元気いっぱい地域が活性化するようにやりますよというお話なんです。

ちょっと話長くなりましたが、一般財団法人の財産を借りて開発公社は今、運営していくという形になっていくんだろうというふうに思っています。

そういったところで、城里町は、ここのところ、先ほど藤咲議員からもお話があったんですけども、いいです、ちょっとシンプルに聞きます。もっとシンプルにします。これは、まちづくり戦略課長にお伺いしますが、これは前回の決算の委員会の中でもお話があったんですが、ここ数年にどのぐらいの一般会計からの、要は一般会計で指定管理も含めて一般会計から、特別会計も含めると思いますが、どのぐらいのお金を開発公社にお渡しをし預けていらっしゃるのでしょうか、年間。

プラス、以前お話があったんですが、修繕がかかっています。井戸水の掃除をすとかキャビン直すとか、様々グラウンドゴルフもあります、過去5年間の、平成27年から約5年間でいずれも出ていると思うんですが、その修繕、需用費だったりその工事請負費

含めたところで幾らだったか、その金額についてちょっと教えてもらえますか。

○議長（関 誠一郎君） 傍聴人1人を許可いたしました。

まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井大介議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、いろいろな項目がございますけれども、指定管理料ということで、これは開発公社全体でよろしいですね。

○8番（河原井大介君） はい。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 分かりました。

指定管理料ということで健康増進施設のほうに年間4,000万円、これ去年の実績なんですけれども、あと屋外活動、バーベキュー場等に1,260万円、それとグリーンツーリズム事業委託ということで1,728万3,000円と。合計しまして6,988万3,000円、これが主な指定管理料になります。

そのほかに、一般会計からの持ち出しというようなお話でしたので、町で行っていますホールの減免分の補填、また介護の特会のほうで介護予防事業ということで329万1,000円等々が入っております。

それと、維持修繕というようなことで、5年間の維持修繕、工事費まで含めて、大きな工事はちょっと省かせていただきまして、通年かかっている経費なんですけれども、それが修繕と工事費合わせまして1,400万円程度となっております。

今もご説明申し上げましたように、指定管理料6,988万3,000円、それと通年の維持工事分を合わせますと8,388万3,000円ということになります。一般会計全体では、約9,000万円ほど支出しております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、開発公社に対して9,000、それから今の話だと出向者に対しての給与等々も今入っていましたか。入っていましたっけ。入っていないですね。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 出向者につきましては、令和2年度から、本年度からということで、ちょっと詳細の金額があれなんですけれども、約、出向を1人出しますと800万から900万の間ぐらいというような認識はございます。正確な数字はすみません、申し訳ないです。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうすると、約1億円というお金が今年度に限っては出ていると。

昨年度までの計算で、以前お話を聞きますと、約7,000万プラス町民半額利用券、キャンプ場の特別ご招待券、ホロル1,620万等々を足すと8,900万円、約9,000万円近くのお金が一般会計、もしくは特別会計から開発公社のほうにお預けをしてお仕事をしていただいているということになるわけです。

これアツマーレとかも入ってきますし、芝生の管理、あと水戸ホーリーホックです、これ800万円も、先ほど藤咲さんの話では開発公社に行きますよという話でした。そういうことも踏まえて、約1億円ぐらいのお金が今後かかってくるだろうと。

ここをちょっと1回整理します。1回、ここで1回数字についてちょっと、ごめんなさい、今日朝方、町長のほうから示されたこの新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金ということで、開発公社、ホロルの湯、キャンプ場の計で9,800万円が、これが補填が必要になっていますよと。うち3分の2の6,540万円、約です、が今回、一般会計補正予算でお金を入れる分ですよという話だと思います。

ちょっとここを整理したいんですけども、この金額というのは、この金額を実際のところ今年度、補填になるというわけなんですけど、これは実際こういった、このぐらいの数字ということで見込んでいると、こういうことでいいとは思いますが、このお金は、結論から言います、すみません、話結論から言いますが、新型コロナウイルス感染症が発生をして、これだけの補填が必要になりますということになったわけです。つまり、経営的にお客様、お休みにしたりお客様が入ってこないということで、こういった金額がすぐに、約1億円ぐらいのものが年間補填が必要になるということだと思います。

これは、経営的に脆弱だというのは簡単だと思うんですが、そうではなくてこれを契機に、今回この数値を見て、まずどのようにお考えになるのかなということをお聞きしたいというふうに思っています。

それはどういう意味かという、今、毎年1億円ぐらいのお金をこれからも開発公社にはお渡しするというお話が課長からきちっと数値が出されました。そうなりますと、その施設がどのような施設が必要かということ、どういうふうな団体であることが必要なのかということがあると思うので、まず総体的に開発公社の今後について、まずちょっとどう考えているか、今の数字を合わせた上でどう考えるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 開発公社全体の状況ですが、ちょっと誤解を解くために、支出だけを見て収入のほうを見ないといけないので、収入のことも言っておきます。

たしかに、4,000万円指定管理料を払っていますが、約20万人入場者がありますので、入湯税として税を、20万掛ける150円でいくと約3,000万円くらいの入湯税を開発公社は役場に払うわけですから、そのあたりの役場が払うだけではなくて、逆に開発公社から役場に払っているという面についてもぜひ捉えていただきたいというふうに思います。

昨年度の決算書によると、2,500万の入湯税の支払いがあるということですから、開発公社だけで、そこはちゃんと役場からもらうだけじゃなくて払っているものもあるので、そこをきちんと相殺をしてほしいというふうに思います。

それから、開発公社の行っている事業というのは、公益的な事業も行っております。例えば、学校でプールが城里町では廃止されている小学校、中学校がございます。そういうところはホロルの湯でプールの授業を行っているわけですが、もしプールを新設するとなると1億円ではきかない建築費がかかります。何億円かプールの新設にはかかるかと思えます。プールの維持管理費もかかってきます。

しかし、ホロルの湯があるおかげで、城里町の各学校としてはプールを維持する必要がなくて、ホロルの湯でプールの授業を行えると。そのことによるコストダウン効果も、町全体としてのコストダウン効果もあるということを見逃してはいけません。

じゃ、そのような温浴、健康温浴施設、それからプールも含んだ健康増進施設の指定管理料は、実際県内の同種同様の施設でどれぐらいなのだろうかというふうに見ますと、温泉だけじゃなくてプール付きの施設です、鉾田のほっとパーク鉾田、大浴場、露天風呂、レストラン、休憩所、売店、プール、トレーニングルーム、バーベキュー施設付きで指定管理料は年間9,994万円と伺っております。とっぷさんて大洋、同じく大浴場とレストラン、プール、トレーニングルーム、バーベキュー施設等がついて、指定管理料は8,689万9,000円というふうに伺っております。

筑西市あけの元気館、ちなみに、前のほっとパーク鉾田ととっぷさんて大洋につきましましては、城里町と同じように市の自治体が行う健康づくり財団が非公募、特定非公募により指定管理者となっているケースでございます。筑西市のあけの元気館の場合は、公募により民間企業に委託を行っております。指定管理料は、予算書ベースで1億6,068万9,000円となっております。大浴場、露天風呂、レストラン、プール、トレーニングルームがついております。

城里町のホロルの湯は、そういったことで自治体間の職員間で話すと、城里町さんは同種の施設、比較的安い指定管理料でやっていて立派な経営されているねというようなお話を伺うこともございます。

また、それ以外でも、例えば健康保険課でアクアエクササイズをやったり、先ほども話がありましたが、介護予防事業があつたりしますが、これは開発公社に対する支援とみなせばその約1億円の中に入りますが、その事業をもし開発公社が受託しなければ、ほかの民間企業に委託に出すことになるわけですが、そうするとその場合の単価というのは、開

発公社が受ける単価よりも高い単価になってしまうかもしれません。そう考えると、開発公社に城里町が支援しているのではなくて、城里町がいろんな事業を行うのを安くやるために開発公社が貢献していると、そういう見方もできるわけです。

開発公社があるおかげで各学校のプール建設工事を行わなくてよい、維持管理をしなくてよい、あるいは介護予防事業について比較的安い単価で受託してくれると、グリーンツーリズムについて、職員がやらなくても開発公社でやってくれるということで、開発公社が一方的に役場の重荷になっているのではなくて、開発公社が役場が直営でやったらもっと手間がかかったり費用がかかる事業の一部を肩代わり、肩代わりというか片翼を担ってもらっていると、そういうふうな見方も一方ではできないかというふうに思います。

開発公社の今後につきましては、健康増進施設、特に開発公社の売上げの大部分をホロルの湯、ふれあいの里が占めているわけでありまして、ここの経営をいかによくしていくかというのが最も重要な課題だと認識しております。

本来、健康増進施設として造られたホロルの湯は、単に遊ぶところではなくて、その名のおりより健康になって医療費の削減や、あるいは介護の予防といった、そういった機能をより充実化させるべきだというふうに考えております。昨年度からフィットネスのサービスを始めましたが、残念ながらコロナでちょっとその後、つまずいてしまいましたが、コロナウイルスのこの問題が起こる前は、数か月で100名以上の会員を集めるまでになりました。スイミングスクールも、現在、180人を超える会員がおります。こういった運動指導を通した健康増進に役立つ事業、こういった事業をしっかりと行っていくことで、収益の改善と、それから住民の皆様の医療費の縮減、健やかな人生づくりに貢献してまいりたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 誤解がないように確認したいんですけども、町の重荷になっているというようなニュアンスで話しているわけではないんです。

先ほど、入湯税が入っていますよと言いますが、過去5年のトータル金額で修繕費用が1億3,000万円ぐらいかかっているわけですから、それを入湯税に当て込めば相殺されるのはむしろ修繕費用であって、指定管理料の問題で相殺されるという話ではないというふうに思っています。

数字というのは、どういうふうに見るかというのはあると思うんですけども、基本的に今回のケースは、こういうふうに入っているからこういうふうに使っている、いろんなプールだったり、あとは様々なグリーンツーリズム事業だったり、様々そういう部分において大活躍をしている開発公社なので、それが悪いというふうな話ではないというふうに私は思っていますし、私は別に負担が大きいから、1億円というお金が入っていて、入湯税は入っているけれども、入湯税は実際には修繕費用で消えていますよねという、ただ

シンプルに確認をしているだけです。

まずそこから確認しなかったのはなぜかという、今回、新型コロナウイルスによって9,800万という補填が必要になっているということが明確になったわけです。そのうち6,500万は国のコロナ対策の費用のお金を充てて充当し、そこで補填をするんだというお話で一般会計予算での説明がある。現在、この議会が開かれているということなんです。

ここで、質問をします。もうシンプルです。やはり、ホロルの湯も、もうオープンして18年目がたっていると、18年目がたっていると。やはり古くなっていると思うんです。ポイラーとかそういったものも、いつ壊れてもおかしくないような状態、耐用年数最大15年を超えているというお話もありますよね。

そういったときに、ここはちょっと、今までは町長としての発言だったというふうに理解しますが、これは経営者として、商売人として、開発公社の理事長としてちょっとお聞きしたいんですが、この現在のコロナの、コロナ禍の期間中に、例えばしっかりとした、何というか経営改善のプロジェクトチームをつくったり、経営診断をしたり、今まさに国からの休業補償も受けているというふうにも聞いていますけれども、そういった状況において、ある一定の休館をしながら、もしくは今までの基本的に大きい施設なんです。それは重々分かっていると思うんですが、電気代だったり重油代だったり水道代だったり、そういったものがほとんど、数千万、約5,000万近いような金額が固定費としてかかっているというのも報告書にも出ていますし、そういった中で、ここは共有できるところだと思うんです。

どういうことかという、今まで巨大に形が大きくなっているその組織を、もしくは機能というか施設をリニューアルというか、きちっとした形でスリム化したり、そういうことをする。もしくはほかに事業を立てるとか、そういう形でリニューアルオープンというか、そういったことを考えてもそろそろいい時期なんじゃないかなというふうに考えています。

先ほど来、まとめますと毎年約1億円のお金がかかり、修繕費用が18年以上の運営から、オープンして18年がたっているものでいつ壊れてもおかしくない。そして、その財産において様々な公共的な施設、そして公共事業としての仕事を期待をしてそこをお願いをしているわけなんですけれども、果たしてそれだけでやっていくのか。

先ほど来、売上げが過去最高だということなんですけれども、じゃ利益というのはどのくらいあるんでしょうか。利益というのはどれくらいあるんでしょうか。

逆に言えば、過去最高の売上げ高を、一般会計の繰り出しの部分で下支えをして収入を支えながら過去最大にしているという面も、側面も当然先ほどお話の中から数字、一般会計から繰り出しをしてビジネスをやっている上では、そこで下支えをして過去最大の売上げにしている要因の一つでもあるわけです。それは、金額が高いからというものもありますし、例えば1,650万円の町民半額利用券だったり、特別ご招待、招待券、ホロルバー

ョン、ふれあいの里バージョンがあるわけですが、そういったお金を入れながら入湯税を取っているという反面もあるのか、そのお金がなくても22万人という数字ができるのか。

当初、今から約18年ぐらい前だと約30万人近いお客様がお見えになっていて、現在では約21万人、22万人、20万人ぐらいですか。先ほど入湯税の数字ではどこを指すのかいまいち分かりませんが、いずれにしても数字なわけです。そのときに、この施設的に構造的な施設の大規模改修まではいかななくても、これから幾らかかるんだ。そういう、何というんでしょう、そのプランニングというか休館、リニューアルするか、そういったことというのは考えられないのかどうかちょっと確認をさせて下さい。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） まず、休館してリニューアルをしたらどうかということですが、そのリニューアルするには工事費がかかりますが、町の予算ですので工事費の予算は議会の承認をいただかないと工事はできませんので、また役場がやるとなるとまず設計で入札をやって、設計が納品があつてからまた工事の入札をやってですから、この大体2年先の工事を計画するというのが役場のスピードになりますので、コロナだからといって突然休館して突然工事ができるかということ、それは役場の手続上はちょっと難しいというのが1点と、そもそも休館すべきかどうかということなんですが、現在、コロナで対前年比で6割ぐらいのお客さんというふうに見ています。

平日を見ると、昨日もちょっと入場者数見てきたんですが、平日は対前年で7割以上入っている日もあるし、休日だと6割切っているときもあつて、それから分析すると常連客は離れていないと、常連客は相変わらず来ていると。かなりコアな常連客は相変わらずちゃんと来てくれていて、今年も12万人とか13万人の入場は行くんじゃないかと。

いわゆる減っているのは、一見さんというんですか、たまに来たり来なかったりするような人が自粛ムードの中で来なくなっているというのが現状です。

1か月ぐらい、1か月ちょっと休みましたが、半年とか1年とか長い時間休んで一番怖いのは、こういう中でもホロルの湯に来続けている十数万人の常連客が離れるというのが最も恐ろしいことだと思っています。それは、施設がピカピカになったとしても、その十何万人のお客さんが一度どこかへ行ってしまつて、今、ホロルの湯の会員だった人がほかの施設の会員券買ってしまつて、ほかの施設に半年間通い始めたら、そこで新しいお友達ができすっかりそこに行くようになってしまったということになると、設備がどんなにきれいでも、一度失った常連客を取り戻すというのは本当に大変なことだというふうに思っています。

あるいは、スイミングスクールで180人以上来ていますが、スイミングスクールにいる子供たちは小学何年生でこの泳ぎを覚えたいとか、そういった希望があつてスイミングス

クール来ていますので、経営の都合で半年1年休むといたら、その間に泳ぎを忘れてしまいますし、ほかのスイミングスクールに移籍してしまうかもしれません。

そういったことを考えると、あるいは非常に売上げが少ない中、店を休業しないとある飲食店の経営者と話したことあるんですけども、こんなに客来ないんだったら閉めることは、休業することは考えないんですかと聞いたら、ビジネスをやる者が一番怖いのは常連客が離れることが一番怖いことだと。一時的に1か月、2か月赤字になることよりも、常連客が離れるというのが一番恐ろしいことなので、多少赤字でも店は開け続けなきゃいけないんだと、常連客が来たときに開いていたというのが大事だからということで、赤字でも休業はしないんだというふうなことをおっしゃっている方がいました。

私も、なるほどとも思いましたが、ホロルの湯につきましても、減っているとはいえ今も対前年の6割、平日だと7割以上来ているときもあります。昼間、食堂に行ったりしてお客さんの顔ぶれを見ると、毎年毎日来ているお客さんが今も来続けています。この多少のことがあっても、何があってもホロルに来続ける常連さん、これを大切にしないと、どんなに設備をよくしても経営は成り立たないと思いますので、長期の休館というのは役場の入札手続という事情もありますが、しないほうが良いというふうに思っております。

毎年、少しずつリニューアルをしています。今は床を張り替えたり、あるいはフィットネスを導入したり、毎年毎年ホロルが少しずつ変わっていていると思います。改善を重ねて。ふれあいの里もそうですが、こういった改善計画というのは、このコロナがあったからどうこうというのではなくて、絶えず毎年どこを改善したらいいんだろうということやっていく必要があるかと思えます。

また、偶然ではありますが、5年間の指定管理契約が今年切れる年でありまして、次の5年間の経営計画を立てて、指定管理の次の公募に開発公社としても応募して、そして議会のご承認をいただいて次の5年やらせていただけるかどうかというのが決まるわけですが、その次の5年間の経営計画の際にはこういった方向で行くということを公募に際して示し、そして議会のご承認も次の5年間の経営計画について、恐らく12月の議会だと思えますが、議会のご承認をいただければというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 先ほどのお話を聞いていると、今のままでいいんだということだと思うんです。多分、雰囲気的には。

いいですか、ここ整理しますけれども、毎年1億円のお金が投資をすると、町が要は投資をし、あとは財産の、一般財団法人ですから財産をお貸しするところに当たって財産の修繕だったり取得をするわけです。それが、1億3,000万を過去5年間修繕費用もかかっている、今、現段階では様々な今年度の予算ですよ、ランニングコストとして、要は指定管理者こみこみパックとして1億円のお金を一般会計、特別会計から開発公社に繰り出す

わけなんですけれども、果たしてそれはいつまで続けられるのかということも逆にあるわけです。

例えば、これは城里町決算審査意見書とか監査委員から出ているものだったりしますが、この財政力指数だったり経常収支比率、財政力指数0.37と、経常収支比率が約90%、この見方については多くを語りませんが、いずれにしても町がお金持ちなのかということ、そうではないですね。もう完璧にそんなに財政力的には強くない。ここに書いてあるわけですが、これ注意を要すると、監査報告書で注意を要しますよと書かれているわけですが。その上で、今までどおりやっていいのかということがあるわけですが。

では、どうするかということ、12月に指定管理者を向こう5年決めるものが上がってくると、上げるんだという話がありましたけれども、今そのプランニングだったりそのお金。例えばですけども、じゃ大きな事業をやっていこうと、例えば開発公社だったりふれあいの里、ホロルの湯ですけども、大幅に修繕を、リニューアルして大きな工事をしよう。例えば10年後に。そうすると、毎年毎年1億円かかっているわけですが、そのときには10億円ぐらいのお金がかかるわけですね。かかっている、使っていると、投資をしているという数値になるわけですが。

つまるところ、実際問題、そのこれからどのような感じでやっていかなきゃいけないかということ、極力お金をかけないで、知恵と工夫で何とかしなきゃいけないよということが、このコロナでよく分かったんじゃないでしょうか。

コロナが終わったからといって、すぐお客様は戻ってきます、同じようにおととしと同じぐらいのものが戻ってきますかということ、それは誰も断定できないし、そこは分からないわけですが。だとすると、これから先のことを見据えたときには、じゃ本当に温泉施設としてやっていくのか、観光立町というんですか、観光ビジョンを基にこの城里町はやっていくのか。よく市販で、要は競合相手がたくさんいると、いわゆるスーパー銭湯的なイメージというんですか、食べ物を出したりそういうのありますけれども。どういったビジョンでまずやっていくのかというコンセプトというかやり方を。

先ほど言いましたけれども、約17%ぐらいの町民の方が利用されていると。2割を、以前の話、お聞きしたところでは、約2割ぐらい、2割弱ぐらいの町民の利用者だということが分かっています。その中で、介護保険とかいろいろやるんです。あそこは健康増進施設で、本来、町民が使う増進施設であることが第一義なんだと思います。でも、今までの話を聞くと、お客様を表から連れてきて、それで楽しいまちづくり、観光の拠点にしていますよというほうがやや強い感じがするんです。

もしくは、普通の、そこら辺にあると言っちゃ何ですけども、普通にあるような温泉施設みたいなものでいいというのか、幾つかのパターンがあると思うんですけども、その話というのは何をもち、だからどういうふうにしたいのかということなんです。そこがいまいち見えないんです。お金はかけてもいい、でも町民17%だけけれども、利用者は、

それでもいい。でも、何となく食事だったりお料理だったりそういった温泉施設として知名度売りたいということもある。

だから、どういうことなのか。その経営ビジョンというか戦略的にどういうふうにしたいのか、どういうふうにしなければならないのかというのが、お金をただ一般会計から繰り出してやっていくことだけが問題なのか、もしくはどういうふうなビジネスや商売でやっていこうとしているのか、そこら辺というのはきちっと今まで話したことはありますか。実際に。ちょっと聞きます。簡潔にお願いします。時間ないので。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ホロルの湯というのは、健康増進施設でありますから、目指すべき方向性としてやはり原点に返って、遊ぶための施設ということ、観光のための施設というだけではなくて、より健康になるための施設という機能を強化していくべきだと考えております。

介護保険特別会計、それから健康保険特別会計、それぞれ二十数億円のお金がかかっております。実は、一番お金がかかるのは、医療とか介護が、特別会計で切り離されているし、余り熱い議論になることは少ないんですが、そこにも一般会計から繰り入れがあったりしてちゃんと負担が生じておりますので、医療とか介護というのがとにかくお金がかかるんです。

そういった中で、健康増進施設としてのホロルの湯、開発公社においては、運動等を通してメタボの、メタボリックシンドロームの予防ですとか、あるいは介護の予防につながるような、そういった健康増進活動を、運動指導、そういったものをしっかりと強化していくことで、町民の皆様様の健康増進、そして一般会計の健全化、そういったものに貢献していくべきだと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） すみません、医療介護の話については、重々その関連だと思うのでお気持ちは分かるんですが、ちょっと置いておいていただいてもいいですか。そうじゃないんです。

結局、私先ほど言ったのは、経営者として望む、望まれる、経営者として考えなきゃいけないのは、絶対に雇用だと思うんです。雇用を守ること。今のこの経営状態の中で、いつまで今の雇用の形態を守れますかと聞いているんです、逆に言えば。逆に言えばですよ。

だから、一生懸命開発公社の皆さんが働いている、そのことは否定しませんし、むしろ肯定をしていますが、すばらしいことだと思いますし、一生懸命売上げを上げている、それはすばらしいことです。

ただ、今のままでお金を自治体がやっていく中で、貧乏な町がですよ、一言で言います、

簡単に言いますよ、それほど潤沢にお金がない町が1億円以上のお金をどどんつぎ込めるか、もう既に給食費無料化だったり様々な子育て支援だったり、アツマーレだったり開発公社もそうなんですが、いろんなところにお金を費やしています。

大体、私、専門家に聞いたところ、大体予算の、一般会計予算の大体1%が政策予算だと言われているそうです。イメージは。イメージはですよ、それが望ましいと。そうになると、もうはるかに超えちゃっているんです。

そういったときに心配なのは、今後、これから財政的な健全について、大丈夫大丈夫だと、それはそうなのかもしれません。ただ、本当に大丈夫かという、大丈夫だったらこの決算書だったり監査委員たちも心配しないわけです。でも、やや数字的に見てもやや落ちるわけです。下から2番目ぐらいの財政力指数ですよとよく新聞に書かれますよね。そういう前提の中で、果たして開発公社にいらっしゃる100人弱の皆様の雇用を守るために、経営者として、開発公社の理事長として今の発言で果たしていいのかということを知っているんです。逆に言えば。

多分、難しいんだと思うんです。なぜならば、コロナであっただけで約1億円のマイナスです。今年は1億円お金をつぎ込んでいるわけですから約2億円、マイナス2億円という2億円の金が必要になってきているという数字になるわけです。そうすると、実際じゃどこをスリム化して、どこを健全してどこをやっていくかということは、12月に今度指定管理者になりたいですよと手を挙げる開発公社さんの理事長さんは、経営者はどのような計画でやっていくのかというのを真剣に考えたらいんじゃないですかということを知っているわけです。

別に、否定しているわけでも何でもありません。大丈夫なんですかと聞いているだけなんです。このままで、今のままで、今のままで大丈夫ですよ、お客様を維持して頑張れば何とかまた戻ってきますと、そんなに甘い時代じゃないような気がしているんです。これからは。

だから、真剣にみんなで、さっきも言いましたけれども、どういう健全化、何というか経営の改革をするとか、どういうふうにするとか、現場の声をしっかり聞いて、18年間のマーケティングの底力がそこにあるわけです。もう既に実態で実際皆さんが体張って18年間のマーケティング終わっているわけですから、それを1回このコロナというタイミングで1回立ち止まって話し合ってみて考えて、けんけんがくがく泣いても笑ってもいいですよ、けんかしてもいいでしょうけれども、きちっとした方向性を、ただ1億円出すにはそれだけの根拠が必要だというふうに思っているだけなんです。

それは、やっぱり将来的に雇用を守り、そして地域の活性化もしたいわけです。観光ビジョンも。そして、先ほど言いました医療と介護、これ大事なんですと、熱い議論は今までないけれども、これも必要だから介護、健康増進施設が必要なんですということを知っているわけです。

ちょっと客観的に見ると、町長の発言なのか経営者の発言なのかぐちゃぐちゃしちゃうところがあるんですけども、いつも分からなくなっちゃうところがあるんですけども、いいです。そこはいいんです。結局、そこまでのお金をきちっとかけるのであれば、それだけの大義があり、そしてそのお金を使えるだけの議会の承認をもらうのであれば、ある程度のこれから向こう5年間プランニングは非常に難しいし大変だというふうに思っています。アフターコロナということです。すぐに戻ってくるかという点。

正直、私とか町長の世代が、年に何回銭湯に行くでしょうか、普通に考えて。多分1回くらい。ソフトボールの後とか何かスポーツ、ゴルフの後とかぐらいいかなんだろうというふうに思っています。年齢層は変わっている、つまり温泉という施設に入ってゆっくりするという年代が大きな変化をし、2025年には団塊の世代がもうほとんど変わってくる2025年問題になりますよね。そういうことも踏まえたところで、じゃどういふふうな形で維持できるんだろうということを真剣に考えてみませんかという提案をまずしています。

先ほどお金を聞いたのは、お金をかけているからいいとか悪いとかそういう議論じゃないんです。何に使って何に必要かということプランニングした上で、何でみんなと話し合わないんだろうと思っているんです。みんなに聞けばいいじゃないですか。藤咲さんの意見も午前中ありましたけれども、まさにあの800万円の話だって、あれは極論でいうとそういうふうなシステムではできるんです、確かに。でも、そうではなくてそのお金は何に使うため、町民のために使うために入れたいということであれば、意味合いが全然変わってきます。

つまり、その目的、PRするんだ、どんどんやるんだというんですが、目的を持ってPRするのか、PRすることが目的なのか。PRすることが目的であれば、それはあくまでも知名度を上げるための一つの打ち上げ花火みたいなもので終わってしまう。そうじゃなくて、きちっとやらなきゃいけないことは、目的意識を持ってそこに金をぶち込むことなんです、多分。

私も、偉そうに言うこともないし、できないと思っています。ただ、きちっとそういうところというのは、気づいたところをもしできるところからみんなで考えて本当に考えられる、そういうプロジェクトチームをつくらない限り、今みたいにお金をつぎ込み、そして修繕をその都度その都度やっていく、でも10年後、もう18年たっていますから、耐用年数が超えているからいつ壊れてもおかしくない、いつ修繕を必要になるかもしれない施設において、かなり僕は時限爆弾を持つような形だと思っているから、今回、無理にでも1回立ち止まって考えて、そしてまさにこれから向こう5年、指定管理者を受けるというのであれば、それだけの根拠だったりそれだけの意識だったりそれだけの意地というかな、経営というか、そこをもうちょっと示してほしいんです。

ただ単に、経営者をやりたいとか社長さんをやりたいているんですか、無料で。給料はもらっていないそうなんですけれども、給料はもらっていないということなんですけれど

も、実際社長さんがやりたくてそこにいるわけじゃないですよ。それは、何とかごっことかじゃないですよ、真面目な話。社長さんごっこだったり経営者ごっこじゃないはずなんです。だって、雇用を守るために。最後は税金でぶち込んでそれで何とかなるという発想がもしあるのであるとすれば、それもやや難しさは出てくると思います。一般社団法人だから、財産を貸し与え、その部分の全ての部分は財産については我々町のほうが、町が担保するという約束ではあります。ただ、ある一定のお金がかかり修繕がかかっていたときに、この余り財政力の、要は余りお金持ちじゃない町がどこまでサポートできるのかということを実際に考えることも必要なんじゃないですかということがあるんじゃないかなと思っただけなんです。

その点について、もう一度きちっとした形で今できることは、プロジェクトチームを結成しみんなで話し合いながらいろんな形で、どうなるか分かりません。休んでも休まなくてもいいんです。問題はそこじゃない。どういうふうなプランニングでできて、知恵を工夫で極力お金がかからないやり方が生み出せるか。それを考えることは、その考えることをしていただけますかという質問です。いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

開発公社の今後の5年間を考える重要な数か月にこれからなりますので、これから公募に応じて経営計画書をこれから作成して、提出しなければいけない大切な時期となっております。そういうような節目の時期でありますので、いろんな人の意見を聞いて、従業員の意見も聞きますし、お客様の意見なども伺いながら、そして社会の情勢なども見極めて、今後の5年間、しっかりとした計画を立ててまいりたいと思います。

また、こういうことをやったほうがいいんじゃないかというようなご意見があれば、ぜひお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） お知らせいただけないじゃないですかというのは分かるんですが、なかなか言いづらいときもありますので、受皿をつくっていただきたい、窓口をつくっていただきたいというのはあると思います。いろんな方が参画できるように、いろんな意見を言えるようなパブリックコメントも含めたところで、いろんな場面をつくる場面が必要だと思いますので、向こう5年を占う節目のタイミングだということ認識が新たにされているのであれば、その点はきちっとやっていただきたいと思います。

あくまでも、先ほども言いましたけれども、これは言い過ぎたとか、確かに失礼な言い方になるかもしれませんが、みんなの意見を吸い上げる。トップダウンで全てを決めては、恐らく最後はうまくいかないんだろうと思っています。やはりみんなの意見を聞きながら、

その上でリーダーとして、社長として、経営者としていならば、それは信頼されるものになるかもしれませんが、今の状態のお金の出し方だったり、その場面的な、場当たりの、何というか言葉の使い方だったり経営の手段だったりビジョンだったり、そういったものが余りにも見えないところがありますので、そこに対してきちっと議会ともやり取りしながら、情報開示をしながら、別に否定するわけではありませんが、しっかりとしたお金の使い方、もしくは知恵と工夫で極力お金は使わないでやり方をやろうと、以前からそれはコンセプトにあるかと思しますので、そのことを念頭に置いて肝に銘じていただきながら、ぜひとも皆さんでこの開発公社の未来をつくっていただけるようお願いをしたいと思います。

最後に、この問題についてはやはり12月もやると思いますが、その都度その都度これから研究はされると思います、勉強はされると思います。そのことについての情報発信については、まちづくり戦略課のほうから出していただくことをお約束できますでしょうか。そういった情報をその都度、道の駅も含めてなんですけれども、今回の質問で、そういったその都度その都度こういうふうになっているよという報告というか連絡、本当は相談も必要かもしれませんが、議会全体としては。でも、少なくとも報告、そういったものは出していただけるようお願いしたいんですが、そこは確約できますでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 指定管理者の選定、あるいは道の駅かつらの基本構想、基本計画の策定、どちらに当たりましても検討委員会が設定されて、そこには議会の代表が呼ばれる、必ず委員として入ることになると思いますので、その委員会の様子というのは、議会の代表者がほかの委員と同じように全ての資料を受け取って審議に参加するわけですから、その議会の代表者の方を通じても意見交換できると思いますし、委員会が、様々な検討委員会が行われた後、代表者だけがその会議で配られた資料をもらっているということではなくて、ほかの議員さんも、議会代表として検討委員会に入らなかった議員の皆さん方についても、資料が欲しいというふうなお問い合わせをいただければ、担当課から会議資料をお渡しするなどして情報共有に努めたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 前向きな答弁をいただいたと思います。

いずれにしましても、このコロナ禍の厳しい時代ですから、それを生き抜くためにともに切磋琢磨しながら話し合い、議論ができることを祈念したいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 本日の日程は全て終了しました。

なお、明日16日、17日は議案整理のため休会とし、18日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室へご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時25分散会